

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
事業報告書

令和4年3月
PwC コンサルティング合同会社

要旨

【事業の目的】令和元年度と令和2年度の研究成果を踏まえ、児童相談所の保護者支援において外部機関と連携した保護者支援プログラム活用を推進することを目的として実施した。

【研究方法】①全国の児童相談所を対象に、保護者支援プログラム活用の実態について外部人材の活用状況を中心に尋ねるアンケート調査を実施した。②アンケート回答の中でヒアリング協力可能と答えた児童相談所のうち5箇所を対象に、保護者支援プログラム実施時の外部人材の活用に関するヒアリング調査を実施した。

【研究結果】①児童相談所アンケート調査の結果、回答のあった児童相談所のうち 55.7%にあたる児童相談所でプログラムが実施されていることが分かった。また、プログラムを実施することがある児童相談所の中で外部機関・人材を何らかの形で活用している児童相談所は 33 箇所 (37.5%) であり、そのうちプログラムの実施を外部機関に委託しているのは 23 箇所 (69.7%) だった。児童相談所が扱っている虐待相談件数のうちプログラム実施に至っているのは全虐待件数中の 3.7 %だが、「外部委託をしている児童相談所」に限ると、プログラムの適用率が全虐待件数中の 8.1%に増加することが明らかになった。②児童相談所ヒアリング調査の結果、多くの児童相談所ではプログラムの外部委託に関する事務的な業務や情報共有の対応をする担当者やチームを、担当ケースワーカーとは別に設置していることが明らかになった。③①②の結果を踏まえて、外部機関・人材へのプログラム実施依頼に向けた確認事項、外部機関・人材へのプログラム実施依頼の手順と役割分担などをガイドラインとしてまとめた。

【考察】考察の結果整理された主な内容を以下に示す。

- (1) 保護者支援プログラム実施にあたっての障壁：「保護者支援プログラムを実施することがない」と回答した児童相談所がその理由として挙げたのは、多い順に①プログラムの実施資格を持つ職員がいない②業務量に対して職員数が不足している③プログラムを実施してくれる外部の協力機関がないだった。①②はプログラム実施を外部機関へ依頼することにより解消可能であるが、③プログラムを実施してくれる外部の協力機関がないという現状があり、外部機関に実施を依頼したくても、担い手がないために実現できないというジレンマがあると想定される。
- (2) 外部機関・人材にプログラム実施を依頼する際、児童相談所が留意すべきこと：外部機関・人材へのプログラム実施依頼を検討する際には、「業務時間を大幅に削減できるわけではないこと」「プログラムの効果はすぐに分かりやすく現れるものではないこと」に留意する必要がある。また、プログラム実施期間中には「プログラム実施期間中も担当ケースワーカーによるフォローが必須であること」「並行して児童相談所職員の保護者支援力の向上を図ること」に気を付ける必要がある。
- (3) 今後の要検討事項：今後児童相談所の保護者支援における外部機関・人材の活用を推進するために、「地域の保護者支援を担う機関の体制整備・人材育成のための投資」「外部機関との連携時に必要な児童相談所職員のケースマネジメント力の向上」「保護者支援機能を持つ既存の地域資源の活用」について検討することが望まれる。

目次

要旨	i
1 本事業の背景、目的	1
1.1 本事業の実施背景	1
1.2 本事業の目的	1
2 事業概要	2
2.1 有識者による事業検討委員会の開催	2
2.2 児童相談所アンケート	4
2.3 児童相談所ヒアリング	4
2.4 外部機関・人材活用に関するガイドライン	5
3 調査結果	6
3.1 児童相談所アンケート	6
3.2 児童相談所ヒアリング	21
3.3 外部機関・人材活用のガイドライン	30
4 考察	31
4.1 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況	31
4.2 児童相談所が保護者支援プログラム実施において外部機関・人材を活用する目的と期待できる効果	34
4.3 外部機関・人材にプログラム実施を依頼する際、児童相談所が留意すべきこと	35
4.4 外部機関・人材へのプログラム実施依頼に向けた確認事項	36
4.5 外部機関・人材へのプログラム実施依頼に係る役割分担	39
5 本事業の成果と今後の要検討事項	40
5.1 本事業の成果	40
5.2 外部機関・人材の活用を推進するための要検討事項	40
付録1 アンケート調査票	43
付録2 ヒアリング録	51

1 本事業の背景、目的

1.1 本事業の実施背景

近年、虐待相談対応件数が増加し、また安全確認の48時間ルール徹底などによる1件あたりの業務量が増加する中で、児童相談所の業務過多が問題視されている。こうした状況を受け、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日）で、令和6年度までに児童心理司の配置数を児童福祉司2人につき1人の割合まで引き上げる方針が示された。さらに、令和2年4月1日から施行された児童福祉法等の改正法で体罰が許されないものであると法定化され、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することが求められている。

以上の状況を受けて実施された令和元年度「児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究」、令和2年度「保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」では、プログラム個別の特性等の内容を把握し、適用可能なケース等の整理が行われている。令和2年度調査では、児童相談所における保護者支援プログラムの活用について、(1)プログラム活用の意義、(2)プログラムを実施する際の課題、(3)プログラムをケースに適用する際の留意点、(4)ケースワークの中でプログラムを活用するために児童相談所職員がすべきこと、の4点を明らかにした。

特に(4)の中では、児童相談所の業務負荷軽減や人事異動に影響を受けない長期的な関わり実現の観点から、児童相談所内にプログラム実施担当者を配置し、外部機関・人材を活用してプログラムを実施することが一つの選択肢として提言された。

1.2 本事業の目的

本調査研究は、令和元年度と令和2年度の研究成果を踏まえ、児童相談所の保護者支援において外部機関と連携したプログラム活用を推進することを目的に実施する。調査により、保護者支援プログラム実施の外部委託実施に関して明らかにしたい問は下記5点である。

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）公布後の、児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況にはどのような特徴がみられるか
- ② 保護者支援プログラム実施において外部機関・人材を活用することの意義は何か
- ③ 外部機関・人材に保護者支援プログラムの実施を依頼する際、児童相談所職員がケースワークの視点から留意すべきことは何か
- ④ 外部機関・人材に保護者支援プログラムの実施を依頼するにあたり、児童相談所、依頼先それぞれの人員体制や資質について事前に確認しておくべきことは何か
- ⑤ 外部機関・人材が保護者支援プログラムの実施を担当する場合、児童相談所、依頼先それぞれが担う役割とは何か

2 事業概要

本事業は、前述の目的を実現するために、以下の各事業を実施した。各事業の実施結果をもとに本報告書を作成した。

2.1 有識者による事業検討委員会の開催

本事業を円滑に進めるため、児童相談所職員や児童福祉分野の学識経験者などで構成する以下の事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を5回開催した。委員会に座長は置かず、PwCコンサルティングが事務局として司会進行しながら、自由に討論いただく形式を採った。なお、厚生労働省子ども家庭局よりオブザーバー参加者を招いた。

委員会構成員および委員会等の開催状況は表1～表4の通りである。

表1 委員会委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属
黒田 公美	国立研究開発法人理化学研究所脳神経科学研究センター 親和性社会行動研究チーム チームリーダー
菅野 道英	そだちと臨床研究会 代表 臨床心理士 元滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
鈴木 清	荒川区子ども家庭総合センター 児童心理専門監 兼 全国児童心理司会 会長
中村 正	立命館大学大学院人間科学研究科 教授
西澤 康子	東京都児童相談センター 事業課 児童心理専門課長

表2 委員会オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	所属
二ノ宮 隆矢	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐
久保 隆	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 児童福祉専門官
田中 あすか	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 主査

表 3 委員会事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
大瀬 千紗	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
池田 真由	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
清水 式子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

表 4 委員会開催状況

開催回	内容
第1回 2021年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> 事業概要の説明 アンケート調査の設計 ヒアリング調査の設計
第2回 2021年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の設計 ヒアリング調査の設計 課題解消に向けた論点整理
第3回 2021年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の中間報告 ヒアリング調査の中間報告・設計 事業報告書・ガイドラインの章立ての検討
第4回 2021年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果の最終結果報告とまとめ ヒアリング調査結果の最終結果報告とまとめ 事業報告書・ガイドラインの考察・まとめの検討
第5回 2022年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書・ガイドライン記載内容の検討

2.2 児童相談所アンケート

全国の児童相談所を対象に、プログラム活用の実態についてアンケート調査を実施した。当該調査では保護者支援プログラム実施における外部人材の活用状況を中心に尋ねた。アンケート実施概要は表5の通り。質問事項の詳細は「付録1 アンケート調査票」を参照されたい。

表5 児童相談所アンケート 調査概要

1. 対象：	全国の児童相談所 (225箇所)
2. 調査方法：	電子メールを用いた質問紙調査
3. 調査期間：	令和3年10月1日～10月29日
4. 主な質問事項：	保護者支援プログラム実施状況、保護者支援プログラムに関する外部人材活用状況 等

2.3 児童相談所ヒアリング

アンケート回答者のうちヒアリング協力可能と答えた児童相談所を対象に、保護者支援プログラム実施時の外部人材の活用に関するヒアリングを実施した。ヒアリング概要と調査対象を表6、表7に示す。質問事項の詳細は「付録2 ヒアリング録」を参照されたい。

表6 児童相談所ヒアリング 調査概要

1. 調査対象	保護者支援プログラムを複数活用している児童相談所 5箇所
2. 調査期間	令和3年10月～12月
3. 調査方法	オンライン、または調査員（事務局）訪問による対面ヒアリング
4. 主な調査項目	<p>①保護者支援プログラムの実施状況： 実施しているプログラムの種類、各プログラムを実施しはじめた経緯 等</p> <p>②保護者支援プログラム実施体制： プログラムを実施している職員の職種・役職・人数、 所内のプログラム実施をスーパーバイズ/統括している職員の職種・役職・人数 等</p> <p>③保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題： 外部機関・人材の活用、外部委託をしているプログラムの種類と委託先機関 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策 等</p> <p>④保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理： 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー 外部委託ケースの管理者・管理項目、委託先と共有している情報と情報共有頻度 等</p>

表 7 ヒアリング対象の児童相談所（実施日順）

	児童相談所名	活用している保護者支援プログラム	ヒアリング日 (令和3年)
1	児童相談所 A	COP-S、CRC 親子プログラム、男親塾、SEP 自尊感情回復プログラム、児童相談所が開発した認知行動療法に基づくペアレントトレーニング	10月6日（水）
2	児童相談所 B	MY TREE ペアレンツ・プログラム、Triple P	10月11日（月）
3	児童相談所 C	MY TREE ペアレンツ・プログラム、PCIT、CARE、AF-CBT、TF-CBT、COS-P、My Step	10月22日（金）
4	児童相談所 D	PCIT、CARE、TF-CBT、びーらぶ、加害者プログラム	11月19日（金）
5	児童相談所 E	児童家庭支援センターが作成した独自プログラム	12月10日（金）

2.4 外部機関・人材活用に関するガイドライン

2.3 で示した児童相談所ヒアリングの結果を踏まえながら検討会で議論を重ね、児童相談所で外部機関・人材を活用しながら保護者支援プログラムを実施するためのガイドラインを作成した。ガイドラインの目次は以下表 8 の通り。

表 8 保護者支援プログラム実施に関する外部機関・人材活用のガイドライン 目次

1章 ガイドライン趣旨と保護者支援プログラムを実施するにあたり大事なこと
(1) ガイドライン作成の背景と目的
(2) このガイドラインを読むと分かること
(3) 保護者支援プログラムが効果をあげるために必要なこと
(4) 参考：保護者支援プログラムに関する過去の調査と研究
2章 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材活用の例
3章 保護者支援プログラムの外部機関・人材への実施依頼により期待できることと実施依頼時の留意点
(1) 保護者支援プログラム実施において外部機関・人材を活用する目的
(2) 保護者支援プログラムの外部機関・人材への実施依頼により期待できる効果
(3) 外部機関・人材へのプログラム実施依頼を検討する際の留意点
4章 外部機関・人材へのプログラム実施依頼に向けた確認事項
(1) 児童相談所についての観点
(2) 依頼先についての観点
(3) その他の確認事項
5章 外部機関・人材へのプログラム実施依頼の手順と役割分担
(1) 依頼前から実施完了後までの手順と役割分担
(2) 事務手続き
(3) プログラム実施を外部に依頼する際に児童相談所職員が留意すべきこと
付録 1 実施要綱ひな形
付録 2 業務委託契約書ひな形
付録 3 業務委託仕様書ひな形
付録 4 個人情報取扱特記事項ひな形
付録 5 個人情報保護審査会諮問依頼書ひな形
付録 6 支援計画・支援開始依頼書・プログラム実施経過報告書・実施報告書ひな形
付録 7 プログラム同意書及び守秘義務承諾書のひな形

3 調査結果

3.1 児童相談所アンケート

以降より児童相談所アンケート調査の集計結果を述べる。また、一部のデータ解析結果については、推察されることも含め3章に記す。なお、本アンケートの統計分析にあたっては、本事業検討委員会の黒田公美委員、理化学研究所の宮澤絵里様に多大なるご支援をいただいた。

3.1.1 アンケート回収状況

表9の通り、本調査は全国225箇所の児童相談所（支所・分室は除く）を対象とした。結果、167か所から回答を得ることができた（有効回収率74.2%）。

表9 アンケート回収状況

調査対象施設数	225
回収数	167
有効回答数	167
回収率	74.2%

3.1.2 保護者支援プログラムの実施状況

保護者支援プログラムの使用歴の有無は表10の通り¹。本設問の有効回答である158箇所の児童相談所のうち、保護者支援プログラムを使用することができる児童相談所が88箇所、使用することができない児童相談所が70箇所あった。回答があった児童相談所の55.7%は、何らかの形で保護者支援プログラムを使用することができるが分かる。

表10 保護者支援プログラム使用歴の有無

	回答数	割合
全体	158	100.0%
はい	88	55.7%
いいえ	70	44.3%
無回答	0	0.0%

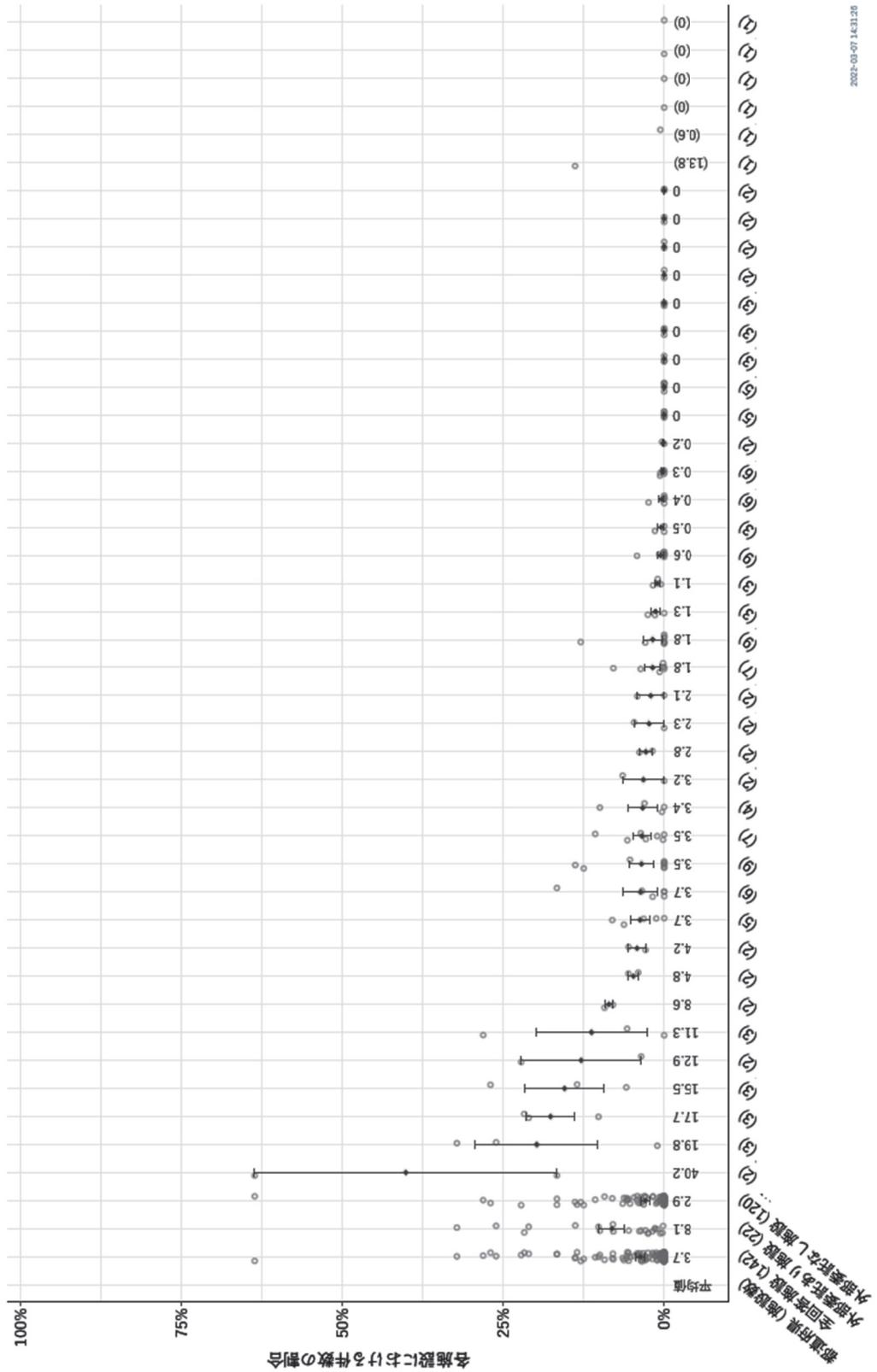
一方で、表11、表12、表13に示す通り、アンケートに回答した児童相談所が扱っている虐待相談件数のうちプログラム実施に至っているのは全虐待件数中の3.7%、継続指導ケースで4.4%、児童福祉司指導ケースで9.6%となる。しかし「外部委託をしている児童相談所」（表中では「外部委託あり施設」と表記）に限ると、プログラムの適用率が全虐待件数中の8.1%、継続指導ケースで7.8%、児童福祉司指導ケースで27.5%に増加する。検討会の中では委員より「地域により、ケースを継続指導、児童福祉司指導のどちらに決定するかの判断の仕方は異なる場合がある」との指摘があったことからも両者の傾向について考察をすることは難しいが、これは、全体的な傾向としてプログラムを実施できる機関・人材が児童相談所外部に存在しプログラムの外部委託ができると、プログラムを児童相談所の支援メニューに取り入れようとする意志が働く可能性があることを示唆している。

¹ 「保護者支援プログラム」には、「既存プログラムを参照して、アレンジを加えているプログラム（プログラム要素の一部を抽出したもの、複数のプログラムの組み合わせなど）」「貴相談所で独自開発したもの」は含めないこととした。

表 11 全虐待件数中のプログラム適用件数 (%) : 繼続指導・児童福祉司指導合計²

全虐待件数中のプログラム適用件数 (%): 繼続・児童福祉司指導合計

注: エラーバーは平均値±標準誤差。横軸の順番は各都道府県の平均値の大きさ。
複数施設をまとめて回答した自治体は、そのまま1施設として扱った。



² 左から4行目以降の都道府県名は全てマスキングをした。カッコ内で各自治体内での回答施設数のみ記している。

表 12 全虐待件数中のプログラム適用件数（%）：継続指導
全虐待件数中のプログラム適用件数（%）：継続指導

注：エラーバーは平均値±標準誤差。横軸の順番は各都道府県の平均値の大きさ。
複数施設をまとめて回答した自治体は、そのまま1施設として扱った。

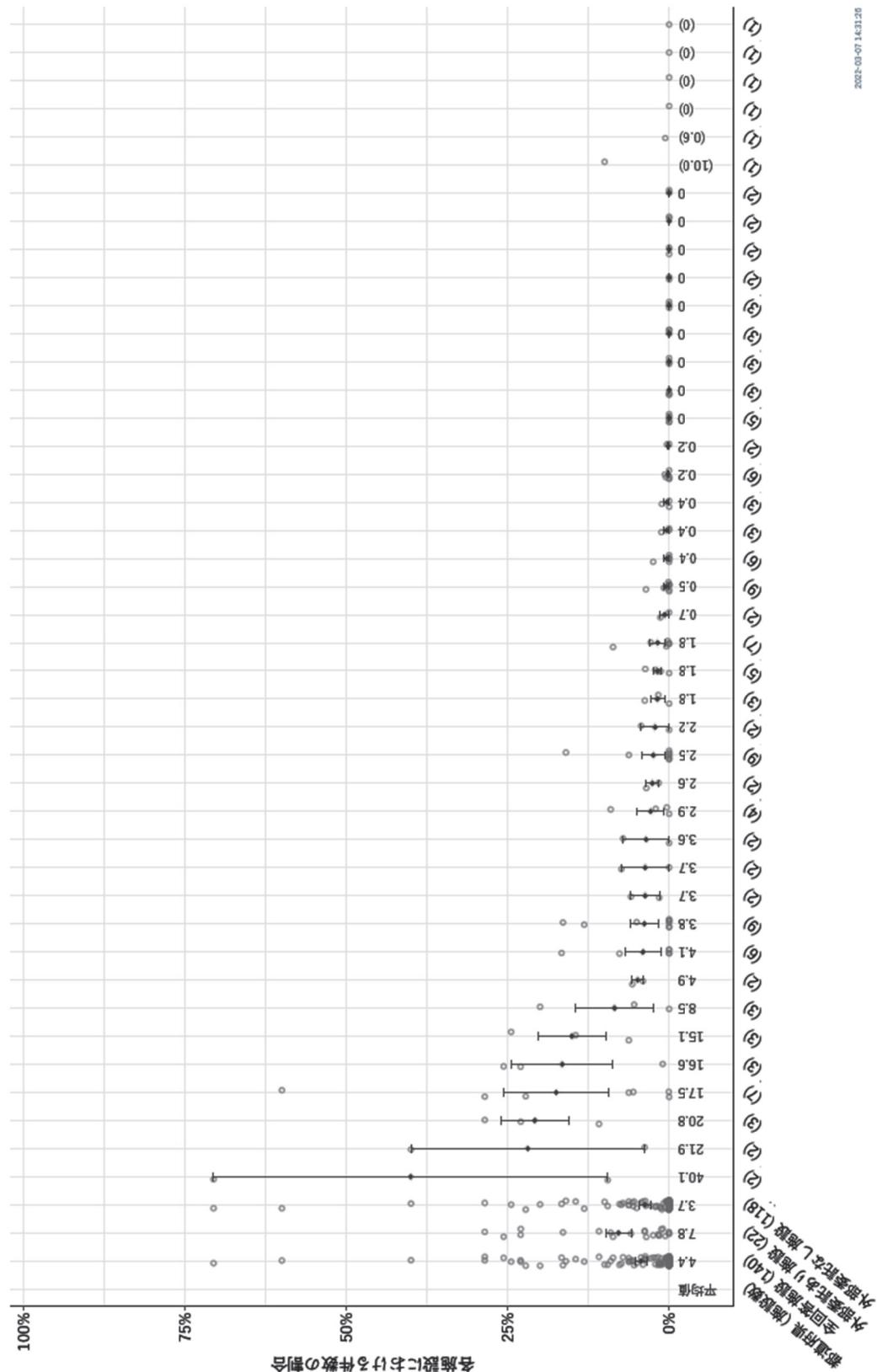
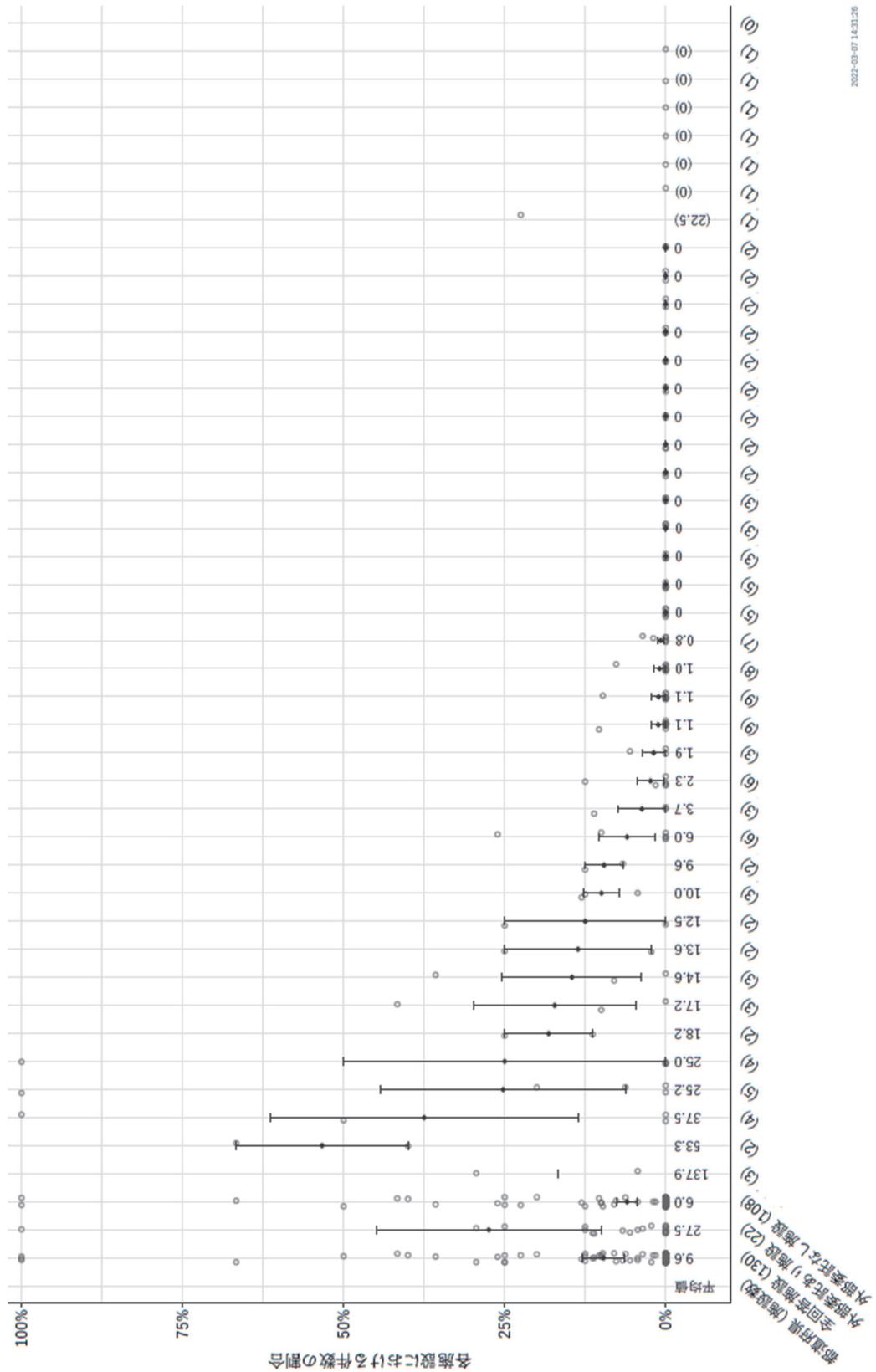


表 13 全虐待件数中のプログラム適用件数(%)：児童福祉司指導⁴全虐待件数中のプログラム適用件数(%)：児童福祉司指導⁵

注: エラーバーは平均価値 標準誤差. 横軸の順番は各都道府県の平均値の大きさ. 複数施設をまとめて回答した自治体は、そのまま1施設として扱った.



カッコ内での回答設置数のみ記している。

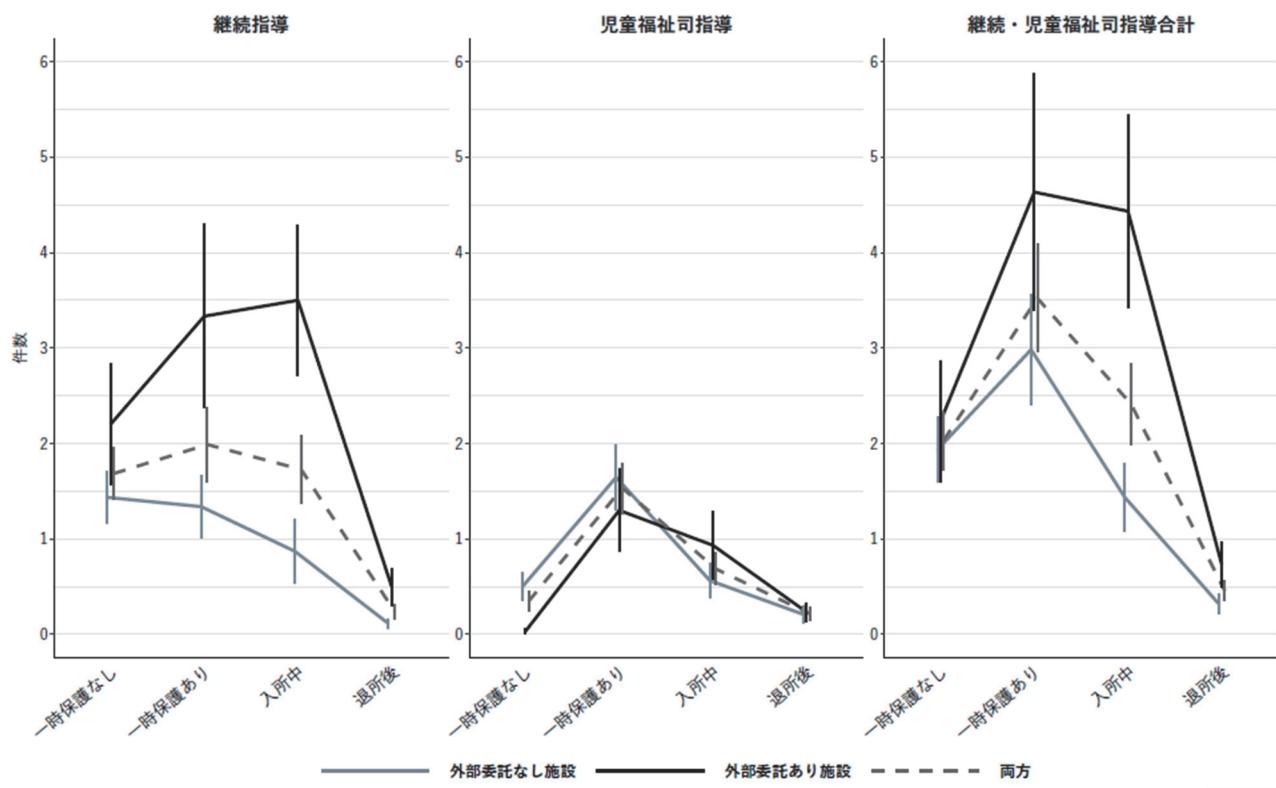
表 14 では児童相談所において保護者支援プログラムを適用したケースについて、適用時のケースの状態を「一時保護を行っていない在宅指導ケース」「一時保護を行った在宅指導ケース」「施設入所中のケース」「施設退所後の在宅指導ケース」の4種類に分類して、各分類の件数の平均値を示している。「一時保護なし」よりも「一時保護あり」ケースのプログラム適用件数が多いこと、「施設入所中」は比較的プログラム実施が多く、「施設退所後」はほとんどプログラムが実施されないことが分かる。

なお、この数値は児童相談所内部でプログラムを実施した場合、プログラムを外部委託した場合の双方を含む。

表 14 プログラム提供施設（児童相談所）におけるプログラム件数の平均値（n=88）

プログラム提供施設におけるプログラム件数：外部委託を含む

注：エラーバーは平均値±標準誤差。
複数施設をまとめて回答した自治体は、施設数で割った数値を使用した。



2022-03-07 14:31:27

表 15 及び表 16 に示されている通り、既存の保護者支援プログラムの中で児童相談所に最も使用されているプログラムは 32 箇所で使用されている CSP で、これが全体の 36.4% を占める。次いで CARE と精研式ペアレントトレーニングが各 24 箇所 (27.3%) 、TF-CBT が 22 箇所 (25.0%) 、PCIT が 21 箇所 (23.9%) 、MY TREE ペアレンツ・プログラムが 12 箇所 (13.6%) で使用されている。

表 15 使用プログラムの種類 (複数回答)

	回答数	割合
全体	88	-
CSP	32	36.4%
CARE	24	27.3%
精研式ペアレントトレーニング	24	27.3%
TF-CBT	22	25.0%
PCIT	21	23.9%
MY TREE ペアレンツ・プログラム	12	13.6%
Triple P	7	8.0%
AF-CBT	7	8.0%
COS-P プログラム	2	2.3%
CRC 親子プログラム	2	2.3%
男親塾	1	1.1%
Positive Discipline	1	1.1%
COS プログラム	0	0.0%
ケアリングダッド	0	0.0%
ソマティックエクスペリエンス	0	0.0%
Nobody's Perfect	0	0.0%
SMILE	0	0.0%
その他	18	20.5%

表 16 使用プログラムの種類：その他の内訳(複数回答)

	回答数
全体	18
CPA (コミュニカティオイブ・ペアレンティング・アプローチ)	3
ちはっさく (親子関係をよくする声かけ)	3
愛知県独自の虐待防止教育プログラム	2
とりまる子育て (CSP に準じたもの)	2
ペアレントサポートプログラム	2
DKT (怒鳴らない子育て練習法)	1
MCG (Mother & Child Group) 課題のある母親の交流事業	1
松林カウンセリングルーム DV 加害者更生プログラム	1
サインズオプセーフティー	1
オレンジプログラム	1
アンガーマネジメント	1
暴力防止プログラム	1
ADHD のペアレントトレーニング	1
SEP 自尊感情回復プログラム	1
マイステップ	1
県独自で作成した「ほめトレ」	1
安全パートナリングの枠組み	1
CSP を基本とした怒鳴らない子育て練習法	1

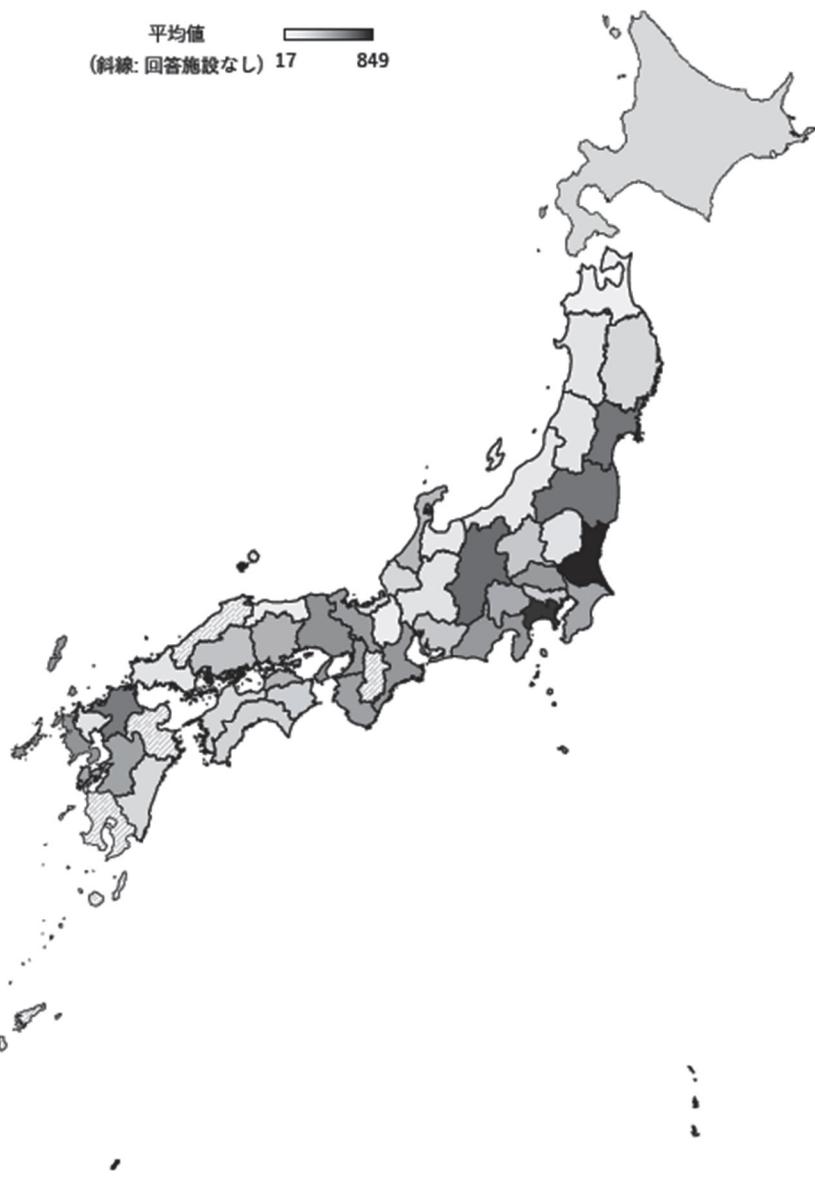
図1に児童相談所ごとの全虐待相談件数の都道府県別平均、図2に児童相談所ごとの全虐待件数中のプログラム適用割合の都道府県別平均を示す。図1と図2を比較すると、1施設当たりの虐待相談件数の少ない都道府県において、保護者支援プログラム実施の割合が高い傾向にあることが分かる。このことから、虐待相談件数が多く児童相談所の業務の負荷が高いことが、プログラムの導入に踏み切れない原因の1つになっている可能性があるといえる。なお、回答した児童相談所の都道府県別平均を都道府県データとして示しているため、特に回答率が低い場合には、必ずしもその都道府県の全体像とは一致しない可能性があることに注意が必要である。

図1 児童相談所ごとの全虐待相談件数の都道府県別平均

施設ごとの全虐待相談件数の都道府県別平均

継続指導・児童福祉司指導合計

平均値
(斜線:回答施設なし) 17 849



Powered by BI
©Geospatial Microsoft, TomTom

図2 児童相談所ごとの全虐待件数中のプログラム適用割合の都道府県別平均 (%)

施設ごとの全虐待件数中のプログラム適用割合 (%)

継続指導・児童福祉司指導合計

平均値

(斜線:回答施設なし) 0% 40%



Powered By Map
© Esri Japan, Microsoft, TomTom

表 17 にある通り、保護者支援プログラムを使用していない理由として最も多いのは「プログラムを実施できる資格を持った職員がいない」の 64.3%であり、次いで「業務量に対して職員数が不足している」の 48.6%が多い。

図 1 と図 2 でも示唆されていた通り、実際に既存の職員数で担うにはプログラム実施時の業務負担が大きすぎることがプログラムを使用しない理由の一つになっていることが分かる。他には、「プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない」の 40.0%が多い。また、表 18 を見ると「その他」の中では「回数・内容などのアレンジをして実施した」という回答が最も多かった。

表 17 保護者支援プログラムを使用していない理由（複数回答）

	回答数	割合
全体	70	-
プログラムを実施できる資格を持った職員がいない	45	64.3%
業務量に対して職員数が不足している	34	48.6%
プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない	28	40.0%
実施費用が高い	15	21.4%
児童福祉司と児童心理司の連携が難しい	3	4.3%
保護者支援プログラムの必要性を感じていない	1	1.4%
その他	36	51.4%

表 18 保護者支援プログラムを使用していない理由：その他の内訳（複数回答）

	回答数
全体	36
回数・内容などのアレンジをして実施した（理由：集団実施や長期に及ぶ実施が困難なケースが大半、保護者の負担軽減等）	24
回答対象期間中にプログラムが必要なケースがなかったため	9
地域で実施している保護者支援プログラムを使用している	5
プログラムが有効だと考えられる保護者がいない	3
実施のための研修の受講体制や予算が未整備なため	1
参加保護者の利便性等も踏まえ、在宅指導の一環として市町村が実施する方が効果的との考え方もある	1
既存プログラムを参照して開発した独自のプログラムを活用	1
開所前であるため（開所日令和 3 年 4 月 1 日）	1
プログラムの著作権が変更され、以前実施者資格を取得した職員が実施できなくなった	1
Signs of Safety の手法を取り入れた保護者支援を実施している	1

3.1.3 保護者支援プログラム実施に関する外部人材活用状況

保護者支援プログラムを使用することができる児童相談所 88 箇所において、プログラム実施に関する児童相談所の外部人材活用の有無は表 19 の通り。外部人材を活用している児童相談所は 33 箇所で、保護者支援プログラムを使用することができる児童相談所の 37.5% は外部人材を活用していることが分かる。

表 19 保護者支援プログラムに関する外部人材活用の有無

	回答数	割合
全体	88	100.0%
活用している	33	37.5%
活用していない	55	62.5%
無回答	0	0.0%

プログラム実施に際して外部人材を活用することができる児童相談所 33 箇所における、外部人材の活用方法は表 20 及び表 21 に示す通り。「保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」児童相談所が最も多く、外部人材を活用する児童相談所 23 箇所 (69.7%) が外部委託を行っている。次に多いのは、「外部から講師を招き、保護者支援プログラムに関する助言を求めている」児童相談所で、これは 9 箇所 (27.3%) ある。

表 20 保護者支援プログラムに関する、外部人材の活用方法（複数回答）

	回答数	割合
全体	33	-
保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している	23	69.7%
外部から講師を招き、保護者支援プログラムに関する助言を求めている	9	27.3%
専門性を持った非常勤職員（児童相談所に本籍を置かないもの）を雇用している	1	3.0%
その他	4	12.1%

表 21 保護者支援プログラムに関する、外部人材の活用方法：その他の内訳

	回答数
全体	4
暴力防止プログラムについては、法務少年支援センターの心理技官の協力を得て行っている	1
MY TREE ペアレンツ・プログラムのファシリテーターは外部人材	1
外部講師を招いて講義いただき、保護者支援プログラムを関係機関に広く普及	1
県内の他児相が事務局となり実施しているプログラムに参加する形であり、実施に当たっては外部人材を活用している	1

3.1.4 保護者支援プログラム実施に関する外部委託状況

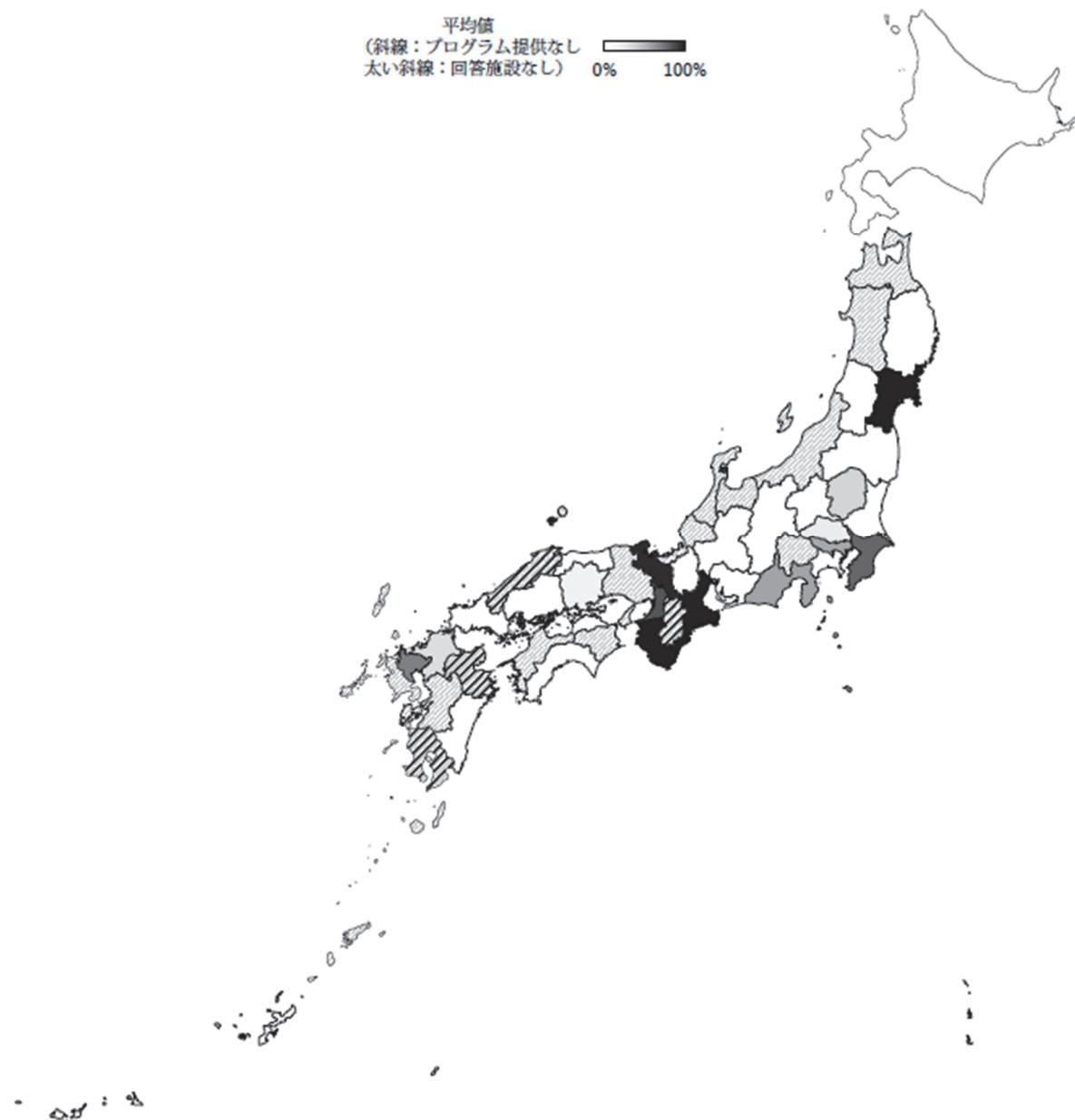
図3の児童相談所ごとのプログラム適用件数中の外部委託割合の都道府県別平均（%）から、保護者支援プログラムの外部委託状況は概ね二極化しており、プログラム実施ケース全体の内 100%近くを外部機関に委託している児童相談所と、全く外部委託を行っていない児童相談所に大別されることが分かる。なお、回答した児童相談所の都道府県別平均を都道府県データとして示しているため、特に回答率が低い場合には、必ずしもその都道府県の全体像とは一致しない可能性があることに注意が必要である。

図3 児童相談所ごとのプログラム適用件数中の外部委託割合の都道府県別平均（%）

施設ごとのプログラム適用件数中の外部委託割合（%）

継続指導・児童福祉司指導合計

平均値
(斜線: プログラム提供なし
太い斜線: 回答施設なし) 0% 100%



Powered By Bing
© Microsoft Corporation. All Rights Reserved.

表 22 及び表 23 の通り、実施を外部委託する保護者支援プログラムについては、8箇所の児童相談所で外部委託実施されている MY TREE ペアレンツ・プログラムが最も多く、全体の 34.8%を占める。次いで、CSP と Triple P が各 4箇所（各 17.4%）、PCIT と CRC 親子プログラムが各 2箇所（各 8.7%）の児童相談所で外部委託実施されている。

表 22 外部機関に実施を委託することがある保護者支援プログラムの種類（複数回答）

	回答数	割合
全体	23	-
MY TREE ペアレンツ・プログラム	8	34.8%
CSP	4	17.4%
Triple P	4	17.4%
PCIT	2	8.7%
CRC 親子プログラム	2	8.7%
CARE	1	4.3%
COS-P プログラム	1	4.3%
男親塾	1	4.3%
TF-CBT	1	4.3%
精研式ペアレントトレーニング	1	4.3%
AF-CBT	0	0.0%
COS プログラム	0	0.0%
ケアリングダッド	0	0.0%
ソマティックエクスペリエンス	0	0.0%
Positive Discipline	0	0.0%
Nobody's Perfect	0	0.0%
SMILE	0	0.0%
その他	5	21.7%

表 23 外部機関に実施を委託することがある保護者支援プログラムの種類：その他の内訳

	回答数
全体	5
JANP プログラム	1
SEP 自尊感情回復プログラム	1
カウンセリング	1
CPA (コミュニカティブ・ペアレンティング・アプローチ)	1
松林カウンセリングルーム DV 加害者更生プログラム	1

保護者支援プログラム実施の委託先機関は表 24 及び表 25 の通り。最も多い委託先機関は NPO 法人と民間のプログラム事務局で、それぞれ、プログラムを外部委託する児童相談所の 47.8%を占める 11 箇所の児童相談所で委託先になっている。次いで多いのが大学・研究機関であり、3 箇所 (13.0%) の児童相談所における委託先となっている。

表 24 保護者支援プログラムの実施委託先機関（複数回答）

	回答数	割合
全体	23	-
NPO 法人	11	47.8%
民間のプログラム事務局 ⁵	11	47.8%
大学・研究機関	3	13.0%
医療機関	1	4.3%
自治体	0	0.0%
その他	3	13.0%

表 25 保護者支援プログラムの実施委託先機関：その他の内訳

	回答数
全体	3
プログラム実施の有資格者に依頼	1
Triple P 認定ファシリテーター	1
無効回答	1

表 26 の通り、保護者支援プログラムの実施を外部委託する理由としては、プログラムを外部委託する児童相談所 21 箇所 (91.3%) が挙げた「保護者支援機能を強化するため」が最も多い。次いで、15 箇所 (65.2%) の児童相談所が挙げた「児童相談所の業務時間をプログラム実施に割けないため・職員の負担を減らすため」、12 箇所 (52.2%) の児童相談所が挙げた「児童相談所より良い環境の下で保護者にプログラムを受講してもらうため」と「児童相談所以外の場で子どもとの関係を変えることができる機会を提供するため」が同列に並んでいる。

表 26 保護者支援プログラムの実施を外部委託する理由（複数回答）

	回答数	割合
全体	23	-
保護者支援機能を強化するため	21	91.3%
児童相談所の業務時間をプログラム実施に割けないため・職員の負担を減らすため	15	65.2%
児童相談所より良い環境の下で保護者にプログラムを受講してもらうため	12	52.2%
児童相談所以外の場で子どもとの関係を変えることができる機会を提供するため	12	52.2%
児童相談所内にプログラムを実施できる職員がいないため	5	21.7%
その他	0	0.0%

⁵ NPO 法人以外の民間のプログラム事務局を指す。

保護者支援プログラムを外部委託している児童相談所内における、保護者支援プログラムの統括役・管理者の有無は表 27 の通り。プログラムを外部委託する児童相談所のうち 65.2%にあたる 15 箇所は統括役・管理者を置いている。

表 27 児童相談所内における、保護者支援プログラムの統括役・管理者の有無

	回答数	割合
全体	23	100.0%
いる	15	65.2%
いない	8	34.8%
無回答	0	0.0%

保護者支援プログラムの統括役・管理者の役職は表 28 及び表 29 の通り。最も多いのが係長職で、全体の 40.0%を占める。次いで、管理職（33.3%）、保健師（20.0%）が多い。

表 28 保護者支援プログラムの統括役・管理者がいる場合、その役職（複数回答）

	回答数	割合
全体	15	-
係長職（課長代理・課長補佐等）	6	40.0%
管理職（所長、副所長・次長、課長等）	5	33.3%
保健師	3	20.0%
管理職・係長職以外の児童福祉司	2	13.3%
管理職・係長職以外の児童心理司	2	13.3%
医師	2	13.3%
弁護士	0	0.0%
その他	2	13.3%

表 29 保護者支援プログラムの統括役・管理者がいる場合、その役職：その他の内訳

	回答数
全体	2
県全体の事業であり、他児相の係長職が統括している	1
無回答	1

表 30 の通り、保護者支援プログラムを外部委託していない理由としては、プログラムを外部委託しない児童相談所 7 箇所（77.8%）が挙げた「委託を依頼できる機関がない」が最も多い。次いで 5 箇所（55.6%）の児童相談所が挙げた「委託先として適切な機関の判断ができない・難しい」、3 箇所（33.3%）の児童相談所が挙げた「外部委託をすると児童相談所にとってかえって金銭的なコストがかかる」、2 箇所（22.2%）の児童相談所が挙げた「ケースを管理する統括役・管理者が児童相談所内にいない」が多くなっている。

表 30 保護者支援プログラムを外部委託していない理由（複数回答）

	回答数	割合
全体	9	-
委託を依頼できる機関がない	7	77.8%
委託先として適切な機関の判断ができない・難しい	5	55.6%
外部委託をすると児童相談所にとってかえって金銭的なコストがかかる	3	33.3%
ケースを管理する統括役・管理者が児童相談所内にいない	2	22.2%
ケースに関する個人情報共有のルール整備が難しい	1	11.1%
外部委託をすると児童相談所にとってかえって時間的なコストがかかる	1	11.1%
委託費の拠出元について、所内や県での了解が取れない	1	11.1%
特に必要性を感じていない	1	11.1%
外部委託をすると参加者（保護者）の自己負担額が増える	0	0.0%
外部委託に必要な手続きが分からぬ	0	0.0%
委託するケースの選定の仕方が分からぬ	0	0.0%
その他（現在のところ外部委託を検討するようなケースが少ないとめ）	1	11.1%

3.2 児童相談所ヒアリング

5か所の児童相談所でヒアリングを行った結果の概要は、次の通りであった。児童相談所ごとのヒアリングの詳細については、巻末の付録2ヒアリング録を参照されたい。

3.2.1 児童相談所A

児童相談所Aでは、個別カウンセリングも含めると計6種類の保護者支援プログラムを活用しており、委託先は大学教授や民間団体など様々である。

児童相談所内でプログラムごとに1～3名の職員からなるプロジェクトチームを設置し、プログラムを実施する外部の専門家と密に連絡を取り合いながら、保護者支援プログラムの進捗を把握し、ケースワークに取り入れている。

表31 児童相談所Aヒアリング結果概要

質問項目		回答
プログラム実施状況	実施プログラムの種類	COS-Pプログラム、CRC親子プログラム、男親塾、SEP自尊感情回復プログラム、児童相談所が開発した認知行動療法に基づくペアレントトレーニング、個別カウンセリング
	委託しているプログラムと委託先	<ul style="list-style-type: none"> COS-Pプログラム：大学教授（元児童相談所職員） CRC親子プログラム：民間団体 男親塾：大学教授 SEP自尊感情回復プログラム：一般社団法人代表 個別カウンセリング：カウンセリングを専門とする社団法人メンバー
	委託開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 約15年前
	委託開始の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 家族療法に関心を持つ児童相談所職員等のインフォーマルネットワークが存在 認知行動療法に基づくペアレントトレーニングの導入と児童相談所の全職員を対象としたプログラムについての研修が他プログラム導入の土壌を作った
	プログラム適用ケースの特徴	<ul style="list-style-type: none"> プログラム担当職員が保護者の強みを理解した上でプログラム適用を決定 保護者が自身に必要だと感じる支援と、担当職員が保護者に必要と感じる支援の双方が明確であることが必須
プログラム実施体制	プログラム実施業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所内にプログラムごとに1～3名の児童心理司及び児童福祉司からなるプロジェクトチームを設置 プロジェクトチームの役職は係長・課長補佐など多様で、1年間ごとにメンバーを入れ替えるが必ず1名は継続担当とする
	プログラム実施統括者	<ul style="list-style-type: none"> 上記プロジェクトメンバーの1名が主担当としてリーダー役を担う 主担当の職種指定はなし、役職は係長級以上の場合が殆ど
プログラムに関する外部機関・人材活用の意義・課題	外部機関・人材活用の意義・メリット	<ul style="list-style-type: none"> プログラムを実施する外部の専門家と密に連絡を取ることで、児童相談所職員は保護者支援に関する最新の話題やプログラムの知識を得ることができる 児童相談所内にはない新たな視点や考え方を得ることで、ケースワークや対人支援・心理支援の力を向上させることができる 上述のように所内で各プログラムのプロジェクトチーム体制をとっているため、人事異動があった場合でもプログラムに関する知識を引き継ぐことができている 外部の専門家を介して保護者の新たな一面が明らかになることや、専門家から保護者に関するフィードバックをもらうことは、保護者に対する新たなアセスメント材料となる
	外部機関・人材活用の課題・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託をすると連絡調整等でかえって業務が増えることもあるため、効率化のために外部委託を行うという考え方は児童相談所内外の分断を起こすため非常に危険 プログラムを外部に依頼する職員がプログラムに精通していることが必要 保護者のニーズを引き出さないままプログラムを開始すると、期待した効果が得られない可能性がある グループでのプログラムは途中参加が難しく、開始のタイミングが合わない場合に保護者のモチベーションをどう保つかが課題

質問項目	回答	
プログラム外部委託中 ケースの 管理	委託ケースの 選定基準	・会議の中で、プログラム適用の必要性、外部委託をするか児童相談所内部で実施するかを個別に判断しており、明確な基準はない
	委託時の職員の 役割分担と 事務手続き	・各プロジェクトのプロジェクトメンバーが外部専門家との日程調整や送迎、書類作成を担当
	委託に係る費用	・個別ケースについては、家族支援カウンセリング事業の項目で実施要項を作成し、当該項目の中での支出とする ・外部の有識者からの協力に対しては、執務1回ごとに謝礼金という形で支払う ・一部のプログラムは業務委託の形式をとり、プログラムの社会支援委託業務によって年度ごとに費用を支払う
	委託ケースの 管理	・担当ケースワーカーはプログラムと並行してケースワークを進め、親子関係の再構築に向け必要な業務を行う
	委託先機関と 共有している 情報・ 共有手段・頻度	・プログラム開始前、外部専門家にケース全体の概要を伝える ・プログラム実施期間中は日常的な情報交換に加え、セッションごとに専門家から保護者の様子を聞き、児童相談所からは保護者をとりまく環境を共有する ・プログラム終了後、ケース状況を共有し、専門家に援助方針や対応を伝える ・児童相談所で各プログラムについて年2回研修を実施し、職員にケースの進め方やアセスメント結果を共有
	委託終了基準	・一定の実施期間を定め、保護者の状況に応じて柔軟に調整 ・原則プロジェクト担当者、外部専門家、担当のケースワーカーで議論し終了を決定
	委託中断時の 対応	・保護者の欠席が続き、プログラムの再開が難しいとの見込みが立った際に中断することがあるが、保護者の準備が再度整った際には再開することも視野に入れており、中断理由の振り返りを行う
	委託先と意見が 異なった際の 対応	・インフォーマルネットワークの中で、「子どもの最善の利益を第一に」という考え方を共有でき、児童相談所と共に家族をアセスメントしながらプログラムを進められる委託先を選択しているため意見の齟齬は起こりにくい ・頻繁に情報交換を行い、意見の相違が小さいうちに調整・解消する

3.2.2 児童相談所 B

児童相談所 B は、家庭問題に関する総合相談機関に属しており、児童相談所機能のほか、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の各機能を備えている。

本機関では、MY TREE ペアレンツ・プログラム、Triple P の 2 つのプログラムを同じ民間団体に委託し、プログラムと並行し保護者の個別カウンセリングも実施している。この業務も同民間団体に委託している。

保護者支援プログラムの運用は、児童相談所とは別の職員で構成する通称「寄り添い支援チーム」が担当している。寄り添い支援チームは保護者支援の他、里親支援、児童養護施設等退所後ケースの自立支援、配偶者暴力に関する婦人保護のシェルター避難者の同伴児支援なども担っている。

表 32 児童相談所 B ヒアリング結果概要

質問項目	回答
プログラム実施状況	実施プログラムの種類 MY TREE ペアレンツ・プログラム、Triple P、個別カウンセリング
	委託しているプログラムと委託先 ・ MY TREE ペアレンツ・プログラム：民間団体 ・ Triple P：民間団体（同上） ・ 個別カウンセリング：民間団体（同上）
	委託開始時期 ・ 約 10 年前
	委託開始の経緯 ・ 緊急対応に多くの時間を割かれる児童相談所が直接保護者支援を担うことは虐待通告数の増大という背景からも業務過多が懸念された ・ 保護者への介入と支援を別組織が担当することのメリットを考慮し、通称「寄り添い支援チーム」が組成される
	プログラム適用ケースの特徴 ・ MY TREE ペアレンツ・プログラム：PTSD 症状、未解決の傷つき体験などを背景に子どもを虐待している女性の保護者が対象。施設入所などで親子分離している家庭が再統合に向けて意欲を高めるタイミングで適用されることも多い ・ Triple P：育児スキル不足が原因で虐待をしている保護者が対象 ・ 児童相談所の担当ケースのみでなく、市町村の要保護児童対策地域協議会からの紹介ケースもプログラム適用対象となる
プログラム実施体制	プログラム実施業務担当者 ・ 寄り添い支援チームは 7 名体制（正社員 2 名、会計年度任用職員 5 名）で、職種は行政職、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士
	プログラム実施統括者 ・ 管理職 1 名、寄り添い支援チーム職員 1 名の計 2 名が委託に関する事務的な対応の責務を負う
プログラムに関する外部機関・人材活用の意義・課題	外部機関・人材活用の意義・メリット ・ 児童相談所のような人事異動がなく、高い専門性を持つスタッフが継続的にプログラムを実施することができ、知識や経験を蓄積できる ・ 委託先は児童相談所や市町村、要保護児童対策地域協議会の動きも把握しながら保護者支援をしている ・ 寄り添い支援チームの担当職員の人事異動や、産休・育児休暇取得時などで体制が一時的に手薄になる際も、委託先が事情を理解し、フォローする
	外部機関・人材活用の課題・デメリット ・ 委託先の職員は心理専門職のため事務作業には不慣れなこともあります、会場設営などで寄り添い支援チーム職員の負荷が高まることがある

質問項目	回答
プログラム 外部委託中 ケースの 管理	委託ケースの 選定基準
	委託時の職員の 役割分担と 事務手続き
	委託ケースの 管理
	委託先機関と 共有している 情報・ 共有手段・頻度
	委託終了基準
	委託中断時の 対応
	委託先と意見が 異なった際の 対応

3.2.3 児童相談所 C

児童相談所 C では、MY TREE ペアレンツ・プログラムを自治体内の NPO 法人、個別カウンセリングを自治体内の大学に附属する臨床心理センターへ委託している。

児童相談所の家族支援担当者 1 名がプログラム委託に関する業務を担当しており、外部委託に関する事務的な手続きの他、委託先と児童相談所の調整を行うコーディネーター役を担っている。

表 33 児童相談所 C ヒアリング結果概要

質問項目		回答
プログラム実施状況	実施プログラムの種類	MY TREE ペアレンツ・プログラム、PCIT、CARE、AF-CBT、TF-CBT、COS-P、My Step、個別カウンセリング
	委託しているプログラムと委託先	<ul style="list-style-type: none"> ・ MY TREE ペアレンツ・プログラム：自治体内の NPO 法人 ・ 個別カウンセリング：自治体内の大学附属の臨床心理センター
	委託開始時期	・ 約 10 年前
	委託開始の経緯	・ 児童相談所内に虐待介入後の保護者支援体制強化のための家族支援担当者 1 名を設置したことと、同時に自治体内の NPO 法人がプログラムを委託できる団体を見つけたことがきっかけとなって外部委託を開始
	プログラム適用ケースの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの安全が守られていることが条件であるため、地域のサポート等を受けられる在宅ケースや施設入所ケースなどがプログラムの適用対象となる ・ 保護者に参加意思があることが重要で、グループワークを行う MY TREE ペアレンツ・プログラムでは、グループへ参加可能であること、決められた日程に休まず参加できる見込みがあることが必要となる
プログラム実施体制	プログラム実施業務担当者	・ 児童相談所内には PCIT の実施資格を有する児童福祉司（心理職） 1 名と児童心理司が 2 名いる
	プログラム実施統括者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所内のプログラム実施については、PCIT 実施可能な職員 3 名の内 1 名が課長であり、実質的に PCIT に関する総括を担う ・ プログラム委託に関わる業務については、家族支援担当者 1 名が行う
プログラムに関する外部機関・人材活用の意義・課題	外部機関・人材活用の意義・メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所職員には内面的な話をしたくないと思う保護者の中には、実施場所が児童相談所と物理的に離れており、委託先に話した内容が全て児童相談所に共有されるわけではないことに安心する者もいる ・ 外部機関でのプログラム実施により、実施曜日や交通の利便性の問題から児童相談所のプログラムに参加できない保護者にも参加の機会が生まれた ・ グループワークを行うプログラムに参加することで、保護者は自分が抱えているのと同様の困難を抱える他の保護者の存在を知り安心感を覚えたり、虐待をしてしまった理由についての気づきを得たりする ・ 実施担当職員の確保、会場確保と設営等の体制面における児童相談所の負担が軽減される
	外部機関・人材活用の課題・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に児童相談所と委託先の役割分担を明確にしていない場合、プログラムが順調に進まないことがある ・ 委託先の担当が変わると引継ぎが難しい場合もある ・ プログラムの外部委託により、委託先との調整や委託したケースの管理業務などで児童相談所職員の業務全体の負担は増加する
	今後の委託方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ MY TREE ペアレンツ・プログラムは現在平日開催であり就労している保護者が参加しづらいため、複数曜日で複数グループでの実際ができれば保護者にとってより参加しやすいだろうと考える ・ 将来的にはグループワークを行うプログラムの参加への抵抗感がある保護者のために個別プログラムを行うなど、より多様なプログラムを委託実施できればよい

質問項目		回答
プログラム外部委託中 ケースの 管理	委託ケースの 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の家庭支援会議にて、プログラムの必要性や適用可否を話し合う
	委託時の職員の 役割分担と 事務手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援担当者はプログラム外部委託に関する事務的な手続きのほか、委託先と児童相談所の調整を行うコーディネーター役を担っている ・緊急時の欠席連絡を除き家族支援担当者を通じて情報が共有されるため、ケースワーカーと外部委託先が直接やり取りすることはない
	委託に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・MY TREE ペアレンツ・プログラムでは、1クールごとに自治体が事前に定めた委託契約金を支払う
	委託ケースの 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援担当者が委託先とのやり取りをし、ケースワーカーは通常のケースワーカーを行う ・児童相談所は委託先と、費用請求の方法や事務的な書類、秘密保持に関する事項を含めた契約書を取り交わしている
	委託先機関と 共有している 情報・ 共有手段・頻度	<p>MY TREE ペアレンツ・プログラム：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所は委託先より電話で毎月1回程度、保護者のプログラム出席状況やプログラム中の様子等の報告を受け、加えて1クール中に1回～2回程度の中間報告を受ける ・プログラム完了後には最終的な書面報告をもらう
	委託終了基準	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムは1クールの回数が定められており、所定回数の完了時に終了する
	委託中断時の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・中断する場合、外部機関から家族支援担当者のもとへ連絡があり、担当ケースワーカーが継続・中断の意思を改めて確認して判断する
	委託先と意見が 異なった際の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所は必要時に委託先とカンファレンス（委託先の代表者、担当児童福祉司と児童心理司、家庭支援担当者が参加）を開き、対面での情報共有の場を持つことで保護者支援に関する意見のすれ違いを防止している

3.2.4 児童相談所 D

児童相談所 D では、PCIT、CARE、TF-CBT、びーらぶプログラム、加害者プログラムを実施している。その中で、CARE、びーらぶプログラム、加害者プログラムについてはNPO 法人などに委託をしている。

委託先との連絡窓口は現状では係長 1 名が一元的に担当している。当該係長はケースを持たず、親支援事業やメンタル・フレンド事業の調整業務を担当している。

表 34 児童相談所 D ヒアリング結果概要

質問項目	回答
プログラム実施状況	実施プログラムの種類 ・R2 年度～：PCIT、CARE、TF-CBT ・R3 年度～：AF-CBT（職員 1 名が研修を受講、導入ケースなし） びーらぶプログラム、加害者プログラム
	委託しているプログラムと委託先 ・CARE：外部のファシリテーター資格保有者 ・びーらぶプログラム：NPO 法人 ・加害者プログラム：民間団体
	委託開始時期 ・R2 年度
	委託開始の経緯 ・職員がプログラムを実施できるようになるまでの養育期間は長く、相当額の初期投資が必要となる。人事異動を考慮すると、外部機関・人材を活用した方が安定的・恒常的なプログラムの実施ができると判断した ・他自治体や他行政におけるプログラム実施実績や長年のプログラム実施実績を判断材料とし委託先の民間団体を選定した
	プログラム適用ケースの特徴 ・プログラム適用のタイミングは、児童福祉司指導や継続指導の終了に向けての時期や、一時保護解除及び施設入所措置停止（解除）からの家庭復帰直前・直後が多い ・プログラムの適用にあたっては、保護者にプログラム参加のメリットを丁寧に説明し、参加動機を持たせることが重要
プログラム実施体制	プログラム実施業務担当者 ・PCIT：係長 2 名、主査 2 名、主任 1 名の計 5 名がライセンス取得者（見込含む） ・CARE：外部のファシリテーター有資格者 ・TF-CBT：民間の有資格者に研修を依頼、2 年間で 8 名の職員が受講し、プログラムの実施が可能になった ・AF-CBT：令和 3 年に職員 1 名が研修を受講し、今後実施可能なケースがあればプログラムを実施予定 ・びーらぶプログラム及び加害者プログラム：外部のインストラクター、ファシリテーターがプログラムを実施し、児童相談所職員が陪席してサポートを行う
	プログラム実施統括者 ・児童福祉司や児童心理司の係長級職員がプログラムをスーパーバイズする ・外部委託先との連絡窓口は係長 1 名が一元的に担当する
プログラムに関する外部機関・人材活用の意義・課題	外部機関・人材活用の意義・メリット ・研修受講やプログラムへの陪席により、所内の有資格者や外部ファシリテーターの実践を見ることは、職員の学びになる ・公務員の異動を考慮すると、外部機関・人材を活用した方が安定的・恒常的にプログラムを実施できる ・保護者の立場からは、児童相談所職員以外の人物がプログラムを実施することで、プログラム参加への抵抗感が弱まる
	外部機関・人材活用の課題・デメリット ・児童相談所と外部委託先のやりとりでは、電話、メール、オンラインでの打ち合わせを併用しているが、対面での対話がない分コミュニケーションに不十分さを感じやすい（委託先スタッフが来所するプログラムは連携が取りやすい） ・実施担当者が外部人材でも開催場所が児童相談所である場合や、プログラム実施中の託児業務が児童相談所に任される場合には、職員の業務負荷になることがある ・プログラムの委託が可能な外部機関・人材が限られている
	今後の委託方針 ・児童相談所職員の育成も同時並行的に進めている ・びーらぶプログラムについて、今後職員がインストラクター養成講座受講をするための予算を確保し、順次インストラクター資格取得者の職員と民間インストラクターを置き換えることで民間委託の人事費を削減することを目指す

質問項目		回答
プログラム外部委託中 ケースの 管理	委託ケースの 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースの主訴やニーズに応じてプログラムを選定し、適用プログラムによって委託実施か職員実施かが決まる
	委託時の職員の 役割分担と 事務手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先との連絡窓口を一元的に担当する係長は、ケースを持たず親支援事業等の調整業務を担当する ・CARE 実施時には陪席して記録作成に協力する職員を毎回 2名程度募っている
	委託に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム委託に係る予算の半額は国庫負担により補っている
	委託ケースの 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・CARE：児童相談所職員がプログラムに陪席し、経過を記録する ・加害者プログラム：各回の参加者名と人数、内容、参加態度などについてサマリーを報告してもらう ・びーらぶプログラム：1 クール終了時点で報告書の提出依頼を予定している
	委託先機関と 共有している 情報・ 共有手段・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム参加者の個人情報は最低限の開示とし、紙ベースで個別ケースの背景、虐待種別等の概略、配慮が必要な点などをまとめたものを都度配布、回収する ・役所内の個人情報保護審査会に諮り、委託先が扱う個人情報などについて策定
	委託終了基準	<ul style="list-style-type: none"> ・CARE：年間 4 クール（1 クール=2 時間×2 回）を委託 ・PCIT や TF-CBT など：クリアすべき課題を達成した段階で次に進んでいくため、状態に応じて終了 ・びーらぶプログラム及び加害者プログラム：年間委託契約で、パッケージとしての回数完了で終了 ・グループワーク型のプログラムは、保護者のモチベーションが維持する長さ、約 2 ～ 3 回程度が適当 ・保護者が同じプログラムを複数クール参加することはないが、複数プログラムに参加することはある
	委託中断時の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者がプログラムを途中離脱した場合は、通常の面接や訪問指導等のケースワークに切り替える ・CARE では、1 クール 2 回のうち 1 回のみ出席した場合、次クールで欠席した回のプログラムに参加可能 ・びーらぶプログラムは通常 13 回だが、ショートバージョンや 1 回ごとのバージョンも用意し、必要な部分だけ学びが得られるように設定している
	委託先と意見が 異なった際の 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と外部委託先で明確な役割分担ができるおり、委託先にはプログラムの内容を忠実に実施することを求めていたため、支援方針に関与することは少ない

3.2.5 児童相談所 E

児童相談所 E では、児童家庭支援センター（以下、児家セン）と連携をとりながら、児家センが作成した独自プログラムの実施を依頼している。

当該児童相談所の在籍職員数は少ないため里親支援や家族再統合支援のための専任職員を設置しておらず、児家センにプログラムを依頼しているケースでは、担当ケースワーカーが児家センと直接連絡をとっている。プログラムの実施に伴う資料準備、会場設営等の実務はすべて児家センが担当している。児童相談所はプログラム初回の立ち会いや児家センとの日程調整等を担当している。

表 35 児童相談所ヒアリング E 結果概要

質問項目	回答
プログラム実施状況	実施プログラムの種類 児童家庭支援センター（以下、児家セン）が作成した独自プログラム
	委託しているプログラムと委託先 ・児家センが作成した独自プログラム
	委託開始時期 ・R2年度（試行的実施）
	委託先でのプログラム実施の経緯 ・児家センでは設立当時から保護者支援プログラムの重要性を認識しており、職員が独自の子育て支援サロンを開催していたが、児家セン自体の地域での認知度が低く関係機関や保護者に浸透しなかった。既存プログラム導入を検討したが、資格取得費用やライセンス料等の経費の問題から新たな独自プログラムを作成した
	プログラム適用ケースの特徴 ・R2年度に児家センが実施したプログラムは全8ケースの内、児童相談所からの紹介での実施が3ケース ・保護者が「在宅での子育てをうまくやっていきたい」という意向を示した際や、児童相談所から紹介したプログラムに保護者が関心を示した際に適用する ・プログラムに保護者を繋ぐ理由としては、一定期間継続してプログラムに通う根気があるかを確認したいから、純粋にプログラムが保護者に及ぶ効果に期待しているから、などが挙げられる
プログラム実施体制	プログラム実施業務担当者 ・児童家庭支援センター職員（総職員数4名）の中の臨床心理士1名が、プログラムのファシリテーターを担当
	プログラム実施統括者 ・児童相談所内にプログラム実施をスーパーバイズ・統括する職員は配置していない
プログラムに関する外部機関・人材活用の意義・課題	外部機関・人材活用の意義・メリット ・介入や職権保護等の指導措置の一環としてプログラムを提示すると保護者に抵抗感が生まれるが、児家センは保護者に寄り添って、共に頑張ろうという姿勢で支援を行うことができる ・児童相談所が保護者に単に児家センの相談窓口を紹介するよりも、具体的にプログラムを契機とするほうが、保護者に児家センとの繋がりを持たせることができる
	外部機関・人材活用の課題・デメリット ・児童相談所の視点では、デメリットを感じていない ・児家センの視点では、プログラムのライセンス取得・更新費用等が全額児家センの負担となるため独自でプログラムを考案するしかなく労力を要するという課題がある。また、財源不足から職員も不足しており、プログラムを実施したくても職員が足りない児家センも多い

質問項目		回答
プログラム 外部委託中 ケースの 管理	委託ケースの 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通告や養育相談等で児童相談所が保護者と会話を重ねる中でプログラムの適用を検討する
	委託時の職員の 役割分担と 事務手続き	<ul style="list-style-type: none"> 担当ケースワーカーが児家センと直接連絡をとっている 児童相談所の担当業務はプログラム初回の立ち合いや児家センとの日程調整等 プログラムの実施に伴う資料準備、会場設営等の実務はすべて児家センが担当している
	委託ケースの 管理担当者	<ul style="list-style-type: none"> 担当ケースワーカーは児家センから得た情報を参考にしながら、保護者にプログラムについての感想を問い合わせ、プログラムで学んだことが家庭での子育てに取り入れられているか等を確認する
	委託先機関と 共有している 情報・ 共有手段・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 児家センが要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の構成員であり、要対協の枠組みの中での情報共有ができる 市町村・児童相談所・児家センでは隔週で合同のケース会議を実施しており、会議ではプログラムに参加する保護者の家庭についても情報共有が行われる
	委託終了基準	<ul style="list-style-type: none"> 特段の取り決めなし
	委託中断時の 対応	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの回数、実施場所、開催時間を柔軟に調整することで、中途離脱のリスクを軽減している
	委託先と意見が 異なった際の 対応	<ul style="list-style-type: none"> 児家センでは懸念事項が発生する都度、児童相談所の担当ケースワーカーと話し合いの機会を設け、家庭にとって最善の支援策を検討している

3.3 外部機関・人材活用のガイドライン

児童相談所が保護者支援プログラムを実施する際の外部機関・人材活用のガイドラインは、別冊にて作成した。別冊で参照いただきたい。

4 考察

児童相談所アンケート及び児童相談所ヒアリングの結果に委員会で挙げられた委員意見を加えて、本研究で回答を出すべき問として設定したリサーチクエスチョンへの回答と考察を順に示す。リサーチクエスチョンは以下の5点。

- ① 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）（以下、「児童福祉法等の一部改正」）公布後の、児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況にはどのような特徴がみられるか（4.1を参照）
- ② 保護者支援プログラム実施において外部機関・人材を活用することの意義は何か（4.2を参照）
- ③ 外部機関・人材に保護者支援プログラムの実施を依頼する際、児童相談所職員がケースワークの視点から留意すべきことは何か（4.3を参照）
- ④ 外部機関・人材に保護者支援プログラムの実施を依頼するにあたり、児童相談所、依頼先それぞれの人員体制や資質について事前に確認しておくべきことは何か（4.4を参照）
- ⑤ 外部機関・人材が保護者支援プログラムの実施を担当する場合、児童相談所、依頼先それぞれが担う役割と何か（4.5を参照）

なお、②～⑤の4点については、別添の「児童相談所における保護者支援プログラム 外部機関・人材活用のガイドライン」の中で表を活用しながらより視覚的に分かりやすいよう整理している。また、各項目に関するより詳細な具体例や補助金の活用、外部委託時の契約に必要な書類のひな形等についてはガイドラインにのみ掲載しているため、外部委託について検討される際は当該ガイドラインをご参照いただきたい。

4.1 児童相談所における保護者支援プログラムの実施状況

全国225箇所の児童相談所を対象に実施したアンケート調査から、令和元年の児童福祉法等の一部改正後の保護者支援プログラム使用傾向やプログラム実施上の課題が明らかになった。

4.1.1 児童福祉法等の一部改正前後の保護者支援プログラム使用状況の変化

本節では、令和元年度「児童心理司の業務実態と専門性向上に関する調査研究」で実施した児童相談所アンケート調査結果と本事業で実施したアンケート調査結果を適宜比較しながら児童福祉法等の一部改正前後の保護者支援プログラム使用状況の変化について考察する。なお、両アンケート調査は調査時点での全国の児童相談所数、回収数が異なるため、同一条件のもとでの比較ではないことに留意されたい。

保護者支援プログラムを使用することがある児童相談所数は、令和元年の87箇所から1か所増加した88箇所であり、減少はしていないもののほぼ横ばいだった。児童相談所

による使用が多いプログラムの種類に大きな変化はなく、「その他」の回答を除くと令和元年度、令和3年度調査結果の上位5位は同じプログラム⁶であった。

保護者支援プログラムに関して外部機関を活用している児童相談所数は令和元年度より10箇所増加し、33箇所となった。保護者支援プログラムを使用している児童相談所のうち、外部機関を活用している割合についてみると令和元年度には26%であったところ令和3年度には37.5%に増加しており、全国的に児童相談所の保護者支援における外部機関活用の機運の高まりを見せているといえる。

4.1.2 保護者支援プログラムの使用場面・意図

保護者支援プログラムの適用ケース数について、プログラムを適用したケースの種類（「一時保護を行っていない在宅指導ケース」「一時保護を行った在宅指導ケース」「施設入所中のケース」「施設退所後の在宅指導ケース」の4区分）ごとに全国での適用件数の平均値を見ると一時保護をしていない場合よりもした場合のほうがややプログラム提供数が多かった。また、施設入所中は比較的プログラムの実施が多く、施設退所後はほとんど行われていなかった。外部委託をしたケースに限定した場合でも同様の傾向が見られた。

検討会の中では、児童相談所勤務経験のある委員から「一時保護を行うケースは様々な問題を抱えているため保護者指導をせざるを得ない傾向にあり、また、一時保護による親子分離中、保護者は子どもが家庭復帰をするまでの過程としてプログラムを受け入れやすい」ことや「施設入所中は保護者だけに関わることができるために保護者指導を実施しやすく、施設退所後は家庭の状況が一定レベルに達しているため保護者支援が終盤を迎える段階にある」ことが指摘されており、本調査結果は現場での感覚と整合しているといえる。

4.1.3 保護者支援プログラム実施にあたっての障壁

「保護者支援プログラムを実施することがない」と回答した児童相談所70箇所にその理由について尋ねたところ、回答上位3つ（「その他」除く）は順に①「プログラムを実施資格できる資格を持った職員がいない」（64.3%）、②「業務量に対して職員数が不足している」（48.6%）、③「プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない」（40.0%）であった（複数回答）。

①②についてはプログラム実施を外部機関へ依頼することにより解消可能であるが、③プログラムを実施してくれる外部の協力機関がないという現状があり、外部機関に実施を依頼したくても、担い手がいないために実現できないというジレンマが生じていると推測される。また、「保護者支援プログラムを外部委託していない理由」を尋ねる設問で最も

⁶使用児童相談所数が多い上位5つのプログラムについて、令和元年度はCSP、精研式ペアレントトレーニング、PCIT、CARE、TF-CBT、令和3年度はCSP、CARE、精研式ペアレントトレーニング、TF-CBT、PCITであった。

多かった回答も「委託を依頼できる機関がない」（77.8%）であった。このことから、地域で保護者支援プログラムの実施を担当できる機関・人材の育成が課題だといえる。

なお、「保護者支援プログラムを使用していない理由」について、「その他」（51.4%）で最も多かったのが「回数・内容などのアレンジをして実施した」という回答である。アレンジをした理由には、「集団実施や長期に及ぶ実施が困難なケースが大半であるため」「保護者の負担軽減のため」等が挙げられた。主要な保護者支援プログラムが許容しているアレンジについては、令和2年度「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」事業報告書3章に掲載されているため、参照されたい。

4.1.4 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材活用の傾向

「保護者支援プログラムに関して外部機関・人材を活用している」と回答した児童相談所33箇所にその内容について尋ねたところ「保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」（69.7%）との回答が最も多かった。次いで「外部から講師を招き、保護者支援プログラムに関する助言を求めている」（27.3%）と回答した児童相談所も9箇所ある。今後は保護者支援プログラムの外部委託推進に向けた取り組みをしながらも、その他の外部機関・人材活用の方法の例についても調査・検討し、全国的に普及することができれば、さらに保護者支援の厚みが増すと考えられる。

「外部機関に実施を委託することがある保護者支援プログラムの種類」の上位5位（「その他」除く）はMY TREEペアレンツ・プログラム、CSP、Triple P、PCIT、CRC親子プログラムであった。外部委託に限定せず、内部実施の場合を含めた場合の「使用することができるプログラム」の上位5位（「その他」除く）はCSP、CARE、精研式ペアントトレーニング、TF-CBT、PCITであり、外部委託か児童相談所内部で実施するかにより、使用されるプログラムの傾向には差異があることが分かる。背景には、プログラムごとの実施者育成状況の差があると考えられる。外部委託をする児童相談所は、導入したいプログラムを決定した後にそのプログラムを実施できる機関を探すのではなく、地域の外部機関が実施できるプログラムを必然的に導入している可能性がある。その他に考えられることとして、児童相談所職員にとって実施者資格が取得しやすいプログラムと取得しやすいプログラムがあり、後者のプログラムを外部機関に委託する傾向にあるとも考え得る。

保護者支援プログラムの外部委託先として最も多かったのはNPO法人、民間のプログラム事務局（NPO法人を除く）であった。一方自治体に委託している児童相談所は0箇所となっている。なお、ヒアリング調査を行った児童相談所の1つでは、保護者支援の一環としてDV被害者、DV加害者それぞれを対象とするプログラムを民間団体に委託していた。DVと児童虐待は重なり合う問題であるため、児童相談所が虐待ケースの加害親を対象としたプログラムを行うことの意義は大きいとされる。地域にDV対応の視点をもち保護者支援を行うことができる機関・人材がある場合には委託先候補として検討できるとよりよい保護者支援に繋がると考えられる。

「保護者支援プログラムを外部委託している」と回答した児童相談所 23 箇所に委託理由について尋ねたところ、「保護者支援機能を強化するため」（91.3%）、「児童相談所の業務時間をプログラム実施に割けないため・職員の負担を減らすため」（65.2%）との回答が多く、「児童相談所内にプログラムを実施できる職員がいないため」（21.7%）という理由は最も少なかった（複数回答）。保護者支援プログラムの外部委託をしている児童相談所では、内部職員のプログラムの扱い手としての育成は進んでいる傾向にあると考察される。保護者支援プログラムの外部委託をしている児童相談所では、保護者支援をしなければならないケースが多く児童相談所職員の手が回らないため、外部機関に委託することで、多くの保護者支援が可能となり、結果として保護者支援機能が強化されている可能性も推察される。一方で、4.1.3 で述べたように「保護者支援プログラムを実施するところがない」と回答した児童相談所についてその理由として最も多かったのが「プログラムを実施できる資格を持った職員がいない」（64.3%）であった。以上を踏まえると、保護者支援を進めるためには児童相談所内部でプログラム実施をはじめとする保護者支援スキルを向上させることと、各地域において外部機関・人材の活用できる拠点を開発していくことの両方が重要となるといえる。

4.2 児童相談所が保護者支援プログラム実施において外部機関・人材を活用する目的と期待できる効果

児童相談所が保護者支援プログラムを実施する際に外部の機関や人材を活用することの目的と効果について以下に述べる。なお、目的に関しては令和2年度 厚生労働省「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」報告書で整理した記述を参考に記載しており、いずれも今年度ヒアリング調査にて再確認された事項である。

4.2.1 目的⁷

(1) 高い専門性の活用

経験年数の短い職員が増加している児童相談所では、保護者支援の基本的なスキルを習得中であるなど、プログラム実施に挑戦する前段階にある職員も多いと推察される。また、経験のある職員でも PTSD 等のアセスメントや、治療的な支援の知識は十分でないこともある。外部資源を活用し、専門性を持つ機関と協働することは一つの解決策になり得る。

(2) 保護者との良好な関係性の下でのプログラム実施

保護者によっては児童相談所の支援に対して抵抗感を抱くことがある。特にプログラム受講が家族再統合の条件であるなど、強制力の下で参加している場合には反発心を持つ傾向が強まる。児童相談所外の担当者が対応にあたることで、介入と支援の役割分担がされ、より良好な関係性の下でのプログラム参加が可能になると考えられる。

⁷ 令和2年度 厚生労働省「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」報告書 pp.37-38 より引用

(3) 人事異動による影響を受けない継続的な保護者支援

自治体職員として年度単位で毎年人事異動があるという児童相談所において、外部機関でのプログラム実施が可能になることで、人事異動による資格保有者転出・引継ぎに係る問題の解消に繋がる。児童相談所では、職員が研修を受けてプログラム実施資格を取得しても人事異動によりいなくなってしまうリスクが高く、資格取得のために費用、時間を投資することのハードルが高い。

4.2.2 期待できる効果

(1) 第三者視点でのアセスメントを通じた気づき

保護者と外部の専門家の交流状況から、児童相談所職員との面接では分からなかった保護者の新たな一面が明らかになることは少なくない。そこで、外部専門家から保護者に関するフィードバックを受けることもあり、ケースワークを進める上で貴重な判断材料となる。なお、ケース概要を把握した上での行動観察・アセスメントは児童相談所でないと難しい場合もあることには注意が必要となる。

(2) 児童相談所職員の保護者支援力の向上

外部機関・人材を活用する場合であっても、並行して児童相談所職員の保護者支援力を向上・維持することは、ケースワークをマネジメントする立場である児童相談所にとって重要となる。

外部の専門家とやり取りをすることで、保護者支援に関する最新の話題や、プログラムに関する知識を得ることができる。行政機関に所属するものとして外圧を受けやすい傾向にある児童相談所職員が、新たな視点や考え方を取り入れ、目の前の親子をとらえてケースワークや心理支援をすることができるようになる。また、保護者の了解が得られる場合には外部専門家によるプログラムの実施に陪席することで、実践から学ぶこともできる。

4.3 外部機関・人材にプログラム実施を依頼する際、児童相談所が留意すべきこと

児童相談所が保護者支援プログラムの実施を外部機関・人材に依頼する場合、依頼を検討するタイミングと実際に依頼をした後のそれぞれで留意するべきと考えられることについて以下で述べる。

4.3.1 外部機関・人材へのプログラム実施依頼を検討する際の留意点

(1) 業務時間を大幅に削減できるわけではないこと

外部機関・人材へのプログラム実施依頼期間中も、児童相談所の指導は継続しているため、必要なケースワークは行わなければならない。依頼先との密な連絡調整が必須であり、トラブルが生じる場合はその対応も必要となる。プログラムの資料準備や会場設営、プログラム実施中の託児業務を外部に依頼する取り決めとすれば事務的な業務の負担軽減が見

込まれるもの、効率化を追求するためにプログラム実施を外部に依頼しようという考え方、児童相談所内外の分断を起こすリスクがあることに注意する。

(2) プログラムの効果はすぐに分かりやすく現れるものではないこと

専門性の高い外部機関・人材に実施依頼をした場合であっても、プログラムの効果はすぐに分かりやすく現れるものではないことについて児童相談所内の職員に周知し、理解を深めた上で外部への実施依頼に進む必要がある。

4.3.2 外部機関・人材によるプログラム実施期間中の留意点

(1) プログラム実施期間中も担当ケースワーカーによるフォローが必須であること

プログラム実施期間中も保護者指導のベースとなるケースワークは並行して継続している。事前に依頼先と情報共有に関する取り決めを行い、委託先にケースを丸投げしないことが必要となる。担当ケースワーカーは定期的に進捗を把握し、課題が発生した場合には随時委託先での状況も確認しながらケースワークを進行するように留意する。

(2) 並行して児童相談所職員の保護者支援力の向上を図る必要があること

外部機関・人材の協力を得ることで、児相職員の保護者支援スキルを維持・向上させるための取り組みとして活用できる。児童相談所職員の保護者支援力を向上・維持することは、ケースワークをマネジメントする立場である児童相談所にとって重要となる。取り組みの例として、保護者が了承した場合には外部機関によるプログラム実施の様子をオブザーブして実践を学ぶことや、外部の専門家から保護者支援に関する最新の情報を得たりすることが考えられる。

4.4 外部機関・人材へのプログラム実施依頼に向けた確認事項

プログラムの実施を外部機関・人材に依頼するにあたり、児童相談所側、依頼先側それぞれの人員体制や資質について事前に確認することが望ましいと考えられる事項を以下に述べる。

4.4.1 児童相談所が備えるべき体制や資質

(1) プログラムの意義や特徴について職員の理解が進んでいるか

各ケースへのプログラム適用の必要性について判断し、ケースワークの中でプログラムを適切に使用するためには、プログラムを依頼する立場である児童相談所においてもプログラムの意義や特徴について理解を深めることが望ましい。研修の内容については、児童相談所職員に伝えたいことについて児童相談所側の担当者が検討の上、プログラムを実施する外部機関・人材に要望を提出し、取り入れてもらうことが望ましい。職員の理解を深めるための研修内容として、以下のような例が考えられる。

- ・ プログラムがどのような形式、内容か

- ・ ケースにどのような変化を及ぼし得るか
- ・ 担当ケースをプログラムに繋ぐ際、実施を担当する外部の専門家に何を依頼し、どのようにコミュニケーションを取るべきか

(2) 依頼先とのコーディネーター役（連絡調整等）を担当できる職員がいるか

プログラム実施期間中も児童相談所は依頼先と情報共有をすることが必要となる。そのため、児童相談所内で各児童相談所の事情を鑑みながら外部機関との連絡担当者を事前に確認・決定することが求められる。表 36 に、ヒアリング調査により明らかになった児童相談所内の連絡担当体制の例を挙げる。

表 36 保護者支援プログラムの委託実施期間中における児童相談所のマネジメント体制

例 1	プログラムの外部委託に関するプロジェクトチームを設置し、年度初めに所内の複数課より数名ずつ当該プロジェクトチームへ参画する職員を選出。1つのプログラムにつき1～3名程度が担当者となり、1年間プログラムを円滑に推進するための下支えとなる。プロジェクトメンバーは月1回程度集まる。
例 2	（児童相談所が家庭支援を総合的に行う施設の中にある場合）児童相談所職員ではなく、施設内の職員でプログラム運用を担当するチームを組織する。委託先は担当チームに情報を伝え、担当チームは委託先から受け取った情報の中からケースワークの進行等に必要な情報のみを選定して児童相談所に共有する。
例 3	家族支援担当者1名を設置し、家族支援担当者は担当ケースを持たず（あるいは、担当ケース数を他職員よりも少なくして）、プログラム委託に関わる業務の他、家族との面会、家庭訪問も行う。
例 4	（児童相談所の管轄地域が限定的である場合）担当ケースワーカーと依頼先のプログラム実施者が直接やりとりをする

例4を除き、いずれの場合もケースワークを持つ職員が依頼先と直接連絡をするのではなく、ケースワークを持たない職員が担当者となり外部機関との連絡調整を行っていることが分かる。専任の担当者配置が難しい児童相談所においては、まずは担当者のケース数を少なく設定して外部への実施依頼を始めることも考えられる。

児童相談所内に連絡担当者を置けない場合の工夫として、依頼先の外部機関に児童相談所担当者を設置してもらうことも一案である。担当者には、児童相談所とのやり取りの内容をよく理解し、児童相談所職員との窓口として連絡を受けてもらいやすくなるよう依頼する。

4.4.2 依頼先が備えるべき体制や資質

(1) 依頼先候補となる機関

プログラム依頼先としては、地域で活動をするNPO法人や民間のプログラム事務局等が候補となる。依頼先を見つけるための工夫としては、近隣の児童相談所で先行して外部機関・人材への依頼をしている例を確認したり、各種プログラムの事務局に、実施資格を

保有する登録者がいる当該地区的外部機関名を教えてもらったりすることが考えられる。しかし、4.1 の中で述べたようにアンケート調査からは「プログラムを実施してくれる外部の協力機関がない」という課題が明らかになっており、地域ごとに依頼先候補となる機関・人材の数にばらつきがあると考えられる。依頼先となる人材の育成は今後の要検討事項となる。

(2) 依頼先が備えるべき資質

プログラム実施の依頼先を選定する際には、依頼候補となる機関・人材が以下のような条件を満たしていることが望ましいと考えられる。

- ・ 児童相談所と共に家族をアセスメントしながらプログラムを進められるか：
具体的には、児童相談所の動き方や限界などを理解し、児童相談所指導の一環としての関与であるとの認識のもとで協働したり、虐待をする保護者の背景事情も鑑みながら、再発防止も含めて対応したりすることができるか
- ・ 登記をしている団体か：
任意団体など法人登記していない団体の場合、児童相談所と契約する際にプログラムを実施する個人と個別契約を結ばなければならないなど事務手続き上児童相談所・実施者双方に負担となる可能性がある。教材費などプログラム実施にかかる費用の一部を参加者が負担する場合など、金銭管理の体制が整っていることが望ましい。
- ・ これまでの活動実績があるか：
保護者支援プログラムは中途離脱のリスクがあり、参加者が既定のセッションを完遂できるようにするだけでも動機付けや欠席分の補講といった工夫が求められる。プログラムの実施者に技術があるだけでなく、組織としての運営方針や特色を事実ベースで把握できることが、依頼先選定の重要な要素となる。
- ・ 開催準備や報告事務、連絡調整などの事務能力を備えているか：
契約時に取り決めた報告ルールを遵守し、緊急事態が発生した場合には必要な情報を迅速に児童相談所に伝えること、プログラムの中で読み取れる保護者の状況や様子のうち、必要だと判断される情報は児童相談所のケースワークに還元していくことが重要となる。
- ・ 貸出の公共施設であっても、開催場所を確保できるか：
プログラムの中には道具を使ったりグループワークを基本としたりするものがある。参加者が一定期間通い続けられる場所を確保できるかは依頼先選定の基準の一つとなる。なお、児童相談所内とすべきか、外部会議室など児童相談所と異なる環境にすべきかについてはプログラムの性質によっても異なる。

4.5 外部機関・人材へのプログラム実施依頼に係る役割分担

外部機関・人材が児童相談所のケースについてプログラムを実施する場合、事前に児童相談所、依頼先が担う役割を明確にし、合意することが円滑なプログラム実施を実現するためのポイントとなる。役割については、大きく「プログラム実施依頼前」「プログラム実施依頼時」「プログラム実施期間中」「プログラム実施完了後」の4段階に分けて考えられる。表37に、児童相談所、依頼先の役割について記す。より詳細な事務手続きや準備すべき書類については、別添のガイドラインを参照されたい。

表37 プログラム実施依頼前から実施完了までの手順と役割分担

STEP		児童相談所が行うこと	依頼先が行うこと
1	実施 依頼前	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約書等書類一式の作成 ・情報保護審査会に諮り依頼先が扱う児童相談所の個人情報について策定 ・依頼先との情報共有に関する取り決め ・プログラム実施場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所との契約書の記入 ・保護者から情報取り扱い等についての同意書を取得
2	実施 依頼時	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼先にケース概要の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のプログラム参加が適当であるかを面接によって判断
3	実施 期間中	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム資料の印刷（任意） ・プログラム実施会場の設営（任意） ・依頼先とのスケジュール調整・送迎 ・プログラム実施時の立会い（任意） ・プログラム実施記録作成・作成補助（任意） ・依頼先と定期的に情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者についての気づきを児童相談所の担当者に共有
4	実施 完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼先にケース状況を説明 ・規定回数終了後もプログラムを延長する必要があるか、依頼先と相談 ・保護者を必要な支援機関に繋ぐための連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所にプログラム実施完了報告を提出

5 本事業の成果と今後の要検討事項

4章までに述べた調査結果と考察を踏まえ、本事業の成果と今後検討が必要だと考えられる事項を以降に示す。

5.1 本事業の成果

調査研究では、アンケート調査およびヒアリング調査の2つの事業を実施し、「児童相談所における保護者支援プログラム実施のための外部機関・人材活用に関するガイドライン」を作成した。

アンケート調査では、全国の児童相談所での保護者支援プログラム使用の概況を把握することができた。特に、令和元年の児童福祉法等の一部改正前後の保護者支援プログラム使用傾向の変化や、保護者支援プログラム使用の障壁、外部機関との連携状況についての分析が成果といえる。

ヒアリング調査では、外部機関・人材の協力を得ながら保護者支援プログラムを実施している児童相談所への聞き取りから、外部機関との連絡調整やケースワーク管理のために備えている人員体制や外部機関との事務的な役割分担などを明らかにし、外部機関・人材の活用を検討する児童相談所にとって参考となるガイドラインとしてまとめた。

5.2 外部機関・人材の活用を推進するための要検討事項

本研究を通じて、保護者支援プログラム実施において、外部機関・人材を活用することの意義が再確認された。また、外部機関・人材の活用により「保護者支援についての専門知識を得ることができる」「保護者との良好な関係性のもとで支援を進めることができる」「児童相談所以外の場で子どもとの関係を変えることができる機会を保護者に提供できる」という点に着目すると、今後プログラムのみに限らず、必要に応じて外部機関・人材の協力を得ながら保護者支援を進めることの意義は大きいと考えられる。

児童相談所が外部機関・人材をより一層活用しながら保護者支援を進めるためには、以下3点について更なる検討が求められる。

5.2.1 地域の保護者支援を担う機関の体制整備・人材育成のための投資

4章で述べたように、アンケート調査結果から地域で保護者支援プログラムの実施を担当できる機関・人材の育成が課題であることが明らかになった。また、ヒアリング調査対象としたいすれの児童相談所も、委託先の選定方法として「児童相談所職員と面識のあつたプログラム実施団体の代表者」「児童相談所職員のインフォーマルネットワークを通じて知り合った有識者」「偶然プログラムのファシリテーター研修を受け始めた自治体内のNPO法人」等、いわゆる偶然の出会いが挙げられた。

全国で保護者支援プログラム参加の機会均等化を図るために、現状保護者支援プログラムの担い手がいない地域でも、機関の体制整備、人材育成のための投資を行うことが必要となる。体制整備、人材育成に向けた取り組みの例として、民間のプログラム事務局と

連携し、地域でプログラム実施者を育成する実証研究などが考えられる。実施者育成時には、単にプログラムを実施できる人材を育成するのではなく、ケースワークを行う児童相談所との連携時に留意するべき事項を観点として盛り込むことで、連携先としての資質を高め、児童相談所の保護者支援に一層資することができるようになると考えられる。

5.2.2 外部機関との連携時に必要な児童相談所職員のケースマネジメント力の向上

本調査により、児童相談所が保護者支援プログラムを外部委託する際には、委託先に保護者支援を完全に任せきりにするのではなく、密な連絡調整が必須であると結論づけられた。プログラムの外部委託期間中も児童相談所の指導は継続しているため、必要なケースワークをしながら外部との情報のやりとりを同時並行で行い、支援全体のマネジメントを行わなければならない。今後外部機関を一層活用しながら保護者支援プログラムを実施するためには、保護者支援プログラムを家族支援のソーシャルワークと共に動かすケースマネジメントの視点を養うことが重要となる。

実現に向けた取り組みの例として、本事業のガイドラインで整理した外部委託の役割分担と手順や確認事項をもとに、児童相談所が実際にプログラムの外部委託を実践し、横展開のための課題整理をするモデル事業の実施が考えられる。児童相談所の規模や委託先機関の特性に応じて外部委託の在り方にはいくつかのパターンがあると考えられるため、異なる地域で複数回のモデル事業を行うことが望ましい。このとき、単に外部委託をするのではなく児童相談所が保護者支援プログラムをケースワークの中にいかに位置づけ、マネジメントしていくかという視点を含めることが重要となる。

5.2.3 保護者支援機能を持つ既存の地域資源の活用

児童相談所が担当するケースについて、外部機関・人材の協力を得ながら保護者支援プログラムの実施を推進するためには、既存の地域資源に目を向け、活用することも重要なと考えられる。保護者支援プログラム実施を担う機関としては、NPO 法人やクリニックなどがある。

他にも、地域の保護者支援の担い手となる機関として児童家庭支援センターや子ども家庭総合支援拠点、市区町村の相談機関などがある。本事業のヒアリング調査対象の中には、保護者支援プログラムの実施を児童家庭支援センターへ依頼している児童相談所があった。また、児童家庭支援センターがプログラムを実施するにあたり、スキル維持のための研修参加費やファシリテーターとしての認定を受けるための費用補助や職員数の充足なども課題となる。

付録1 アンケート調査票

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査 調査票

・本調査は、厚生労働省補助事業「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」の一環で、全国の児童相談所を対象として、保護者支援プログラム活用の実態について伺うものです。

・調査票は＜1＞児童相談所に関する基礎情報、＜2＞保護者支援プログラムの実施状況、＜3＞保護者支援プログラムに関する外部人材活用状況、＜4＞保護者支援プログラム実施に関する外部委託状況、＜5＞ヒアリング調査のお願い、を尋ねる、計5種類の設問で構成されています。＜1＞から＜5＞まで全ての設問にご回答ください。ただし、設問によっては、該当者のみお答えいただく内容となっております。

・ご回答いただいた結果は、本事業の実施事務局であるPwCコンサルティング合同会社において集計・分析を行い、報告書としてとりまとめます。

・ご回答いただいた情報は統計分析のみに使用し、ご回答者の許可なく貴相談所が特定される情報や、個人のお名前が公開されることはありません。事業報告書は令和4年4月以降に公表されます。

・ご回答は電子媒体（パソコン等）で入力のうえ、令和3年10月29日（金）までに事務局宛にメールでご提出をお願いいたします。

<調査実施事務局・調査内容に関するお問合せ先>

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部
「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」事務局
担当：
【住所】
【電話】
【メール】

＜1＞児童相談所に関する基礎情報

問1 <全員ご回答ください> 貴相談所の施設情報について、令和3年4月1日時点のデータを以下枠内にご回答ください。なお、数値は半角でご記入ください。

1 児童相談所名	
2 設置自治体	
3 ご担当者様のお名前	
4 連絡先（TEL）（ハイフンあり）	
5 連絡先（Email）	

問2 <全員ご回答ください> 貴相談児童虐待相談件数について、「福祉行政報告例 第45 児童相談種類別対応件数」（令和2年度分として厚生労働省に回答済みの調査票）を参照し、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）のデータをご回答ください。

「福祉行政報告例 第45 児童相談種類別対応件数」 (令和2年度分として厚生労働省に回答済みの調査票) を参照	継続指導件数(2)列目	児童福祉司指導件数(4)列目
6 養護相談件数のうち児童虐待相談件数(1)行目		

問3 <全員ご回答ください> 貴相談所の職員体制について、令和3年4月1日時点のデータを以下枠内にご回答ください。一時保護所専従職員は除いてください。なお、数値は半角でご記入ください。

		全職員(自動)	
7	児童相談所の職員全体の人数 ※一時保護所専従職員を除く	0	
8	職員の職種別内訳	児童相談所全体 の合計(自動)	常勤 非常勤
9	※児童福祉司、児童 心理司、弁護士、医 師、保健師、看護 師、その他は、管理職 の者を除く	管理職 (所長、副所長・次長、課長等)	0
10		児童福祉司 (課長代理、SV級等を含む)	0
11		児童心理司 (課長代理、SV級等を含む)	0
12		弁護士	0
13		医師	0
14		保健師	0
15		看護師	0
		その他	0

※常勤はフルタイムで働く職員、非常勤は1日当たりの勤務時間や1か月当たりの勤務日数が少ない職員を指す。

＜2＞保護者支援プログラムの実施状況

本調査において「保護者支援プログラム」は、保護者または保護者と子どもを対象に実施される、体系化された支援を指します。保護者支援に際して児相職員が身につける基礎スキル、概念などは含みません。
なお、「保護者支援プログラム」には、「既存プログラムを参照して、アレンジを加えているプログラム（プログラム要素の一部を抽出したもの、複数のプログラムの組み合わせなど）」「貴相談所で独自開発したもの」は含めないこととします。

問4 <全員ご回答ください> 保護者支援プログラムの適用ケース数と種類別内訳についてご回答ください。数値は半角でご記入ください。本問における「保護者支援プログラムの対象ケース」は、**令和2年4月から令和3年3月**の期間にプログラムを開始又は実施中のものとします。ケース自体の新規・再来の別は問いません。

16 貴児童相談所では保護者支援プログラムを使用す	はい	<input type="radio"/>
17 ることがありますか（1つを選択）	いいえ	<input type="radio"/>

「はい」の場合▶「NO.18 適用ケース数の種類別内訳」以降の設問にもご回答ください

		適用ケース数(自動)	
18	保護者支援プログラム適用ケース数(自動計算)	0	件
19	保護者支援プログラム適用ケース数の内訳 ※プログラム適用時のケースの状態をご回答ください	合計(自動)	継続指導件数 児童福祉司指導件数
20	一時保護を行っていない在宅指導ケース	0	
21	一時保護を行った在宅指導ケース	0	
22	施設入所中のケース	0	
	施設退所後の在宅指導ケース	0	

問 5 <問 4「貴児童相談所では保護者支援プログラムを使用することがありますか」という質問に「はい」と回答した方へお尋ねします>

使用することができる保護者支援プログラムについて、該当するもの全てにチェック（✓）をつけてください。

使用することができる保護者支援プログラム	使用しているプログラムに✓ <複数回答可>
23 1. コモンセンスペアレンティング（CSP）	<input type="checkbox"/>
24 2. PCIT	<input type="checkbox"/>
25 3. CARE	<input type="checkbox"/>
26 4. Triple P	<input type="checkbox"/>
27 5. AF-CBT	<input type="checkbox"/>
28 6. TF-CBT	<input type="checkbox"/>
29 7. 精研式ペアレントトレーニング	<input type="checkbox"/>
30 8. MY TREE ペアレンツ・プログラム	<input type="checkbox"/>
31 9. COS プログラム	<input type="checkbox"/>
32 10. COS-P プログラム	<input type="checkbox"/>
33 11. CRC 親子プログラム	<input type="checkbox"/>
34 12. 男親塾	<input type="checkbox"/>
35 13. ケアリングダッド	<input type="checkbox"/>
36 14. ソマティックエクスペリエンス	<input type="checkbox"/>
37 15. Positive Discipline	<input type="checkbox"/>
38 16. Nobody's Perfect	<input type="checkbox"/>
39 17. SMILE	<input type="checkbox"/>
40 18. その他（詳細は記述）	<input type="checkbox"/>
41 その他詳細（ ）	

問 6 <問 4「貴児童相談所では保護者支援プログラムを使用することがありますか」という質問に「いいえ」と回答した方へお尋ねします>

貴児童相談所で保護者支援プログラムを使用することがない理由について、該当するもの全てにチェック（✓）をつけてください。

保護者支援プログラムを実施していない理由	当てはまるものに✓ <複数回答可>
42 1. プログラムを実施できる資格を持った職員がいないため	<input type="checkbox"/>
43 2. 業務量に対して職員数が不足しているため	<input type="checkbox"/>
44 3. 実施費用が高いため	<input type="checkbox"/>
45 4. プログラムを実施してくれる外部の協力機関がないため	<input type="checkbox"/>
46 5. 児童福祉司と児童心理司の連携が難しいため	<input type="checkbox"/>
47 6. 保護者支援プログラムの必要性を感じていないため	<input type="checkbox"/>
48 7. その他（詳細は記述）	<input type="checkbox"/>
49 その他詳細（ ）	

<3> 保護者支援プログラム実施に関する外部人材活用状況

問 7 <問 4「貴児童相談所では保護者支援プログラムを使用することがありますか」という質問に「はい」と回答した方へお尋ねします>

保護者支援プログラムに関して、外部人材の活用をしていますか。している場合には、その内容についても合わせてご回答ください。

50	保護者支援プログラムに関して、外部人材を活用している	はい	<input type="radio"/>
51	(1つを選択)	いいえ	<input type="radio"/>
保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか			当てはまるものに✓ <複数回答可>
52	1. 専門性を持った非常勤職員（児童相談所に本籍を置かない者）を雇用している		
53	2. 外部から講師を招き、保護者支援プログラム実施に関する助言を求めている		
54	3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している		
55	4. その他（詳細は記述）		
56	その他詳細（）		

No.50~51 が「はい」の場合 ▶「NO.52 保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」以降の設問にもご回答ください

<4> 保護者支援プログラム実施に関する外部委託状況

問 8 <問 7 で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢 3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけた方へお尋ねします>

保護者支援プログラムの適用ケースのうち、外部機関に実施を委託しているケース数とその種類別内訳についてご回答ください。数値は半角でご記入ください。

本問における「保護者支援プログラムの対象ケース」は、**令和2年4月から令和3年3月**の期間にプログラムを開始又は実施中のものとします。ケース自体の新規・再来の別は問いません。

	保護者支援プログラム適用ケース数の内、外部委託ケース数（自動計算）	0	適用ケース数 (自動)		件
			合計（自動）	継続指導 件数	
57	外部機関にプログラム実施を委託しているケース数の内訳 ※プログラム適用時のケースの状態をご回答ください				
58	一時保護を行っていない在宅指導ケース	0			
59	一時保護を行った在宅指導ケース	0			
60	施設入所中のケース	0			
61	施設退所後の在宅指導ケース	0			

問 9 <問 7 で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢 3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけた方へお尋ねします>

外部機関に実施を委託することがある保護者支援プログラムについて、該当するもの全てにチェック（✓）をつけてください。

外部機関に実施を委託することがある保護者支援プログラム		外部機関に実施を委託することがあるプログラムに✓ <複数回答可>
62	1. コモンセンスペアレンティング (CSP)	<input type="checkbox"/>
63	2. PCIT	<input type="checkbox"/>
64	3. CARE	<input type="checkbox"/>
65	4. Triple P	<input type="checkbox"/>
66	5. AF-CBT	<input type="checkbox"/>
67	6. TF-CBT	<input type="checkbox"/>
68	7. 精研式ペアレントトレーニング	<input type="checkbox"/>
69	8. MY TREE ペアレンツ・プログラム	<input type="checkbox"/>
70	9. COS プログラム	<input type="checkbox"/>
71	10. COS-P プログラム	<input type="checkbox"/>
72	11. CRC 親子プログラム	<input type="checkbox"/>
73	12. 男親塾	<input type="checkbox"/>
74	13. ケアリングダッド	<input type="checkbox"/>
75	14. ソマティックエクスペリエンス	<input type="checkbox"/>
76	15. Positive Discipline	<input type="checkbox"/>
77	16. Nobody's Perfect	<input type="checkbox"/>
78	17. SMILE	<input type="checkbox"/>
79	18. その他	<input type="checkbox"/>
80	その他詳細（ ）	<input type="checkbox"/>

問 10 <問 7 で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢 3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけた方へお尋ねします>

実施を外部に委託することがある保護者支援プログラムについて、委託先として該当するものに全てチェック（✓）をつけてください。

保護者支援プログラム実施の委託先		当てはまるものに✓ <複数回答可>
81	1. 医療機関	<input type="checkbox"/>
82	2. 民間のプログラム事務局	<input type="checkbox"/>
83	3. 大学・研究機関	<input type="checkbox"/>
84	4. 自治体	<input type="checkbox"/>
85	5. NPO 法人	<input type="checkbox"/>
86	6. その他（詳細は記述）	<input type="checkbox"/>
87	その他詳細（ ）	<input type="checkbox"/>

問 11 <問 7 で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢 3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけた方へお尋ねします>

保護者支援プログラム実施を外部委託している理由について、該当するものに全てチェック（✓）をつけてください。

保護者支援プログラム実施を外部委託している理由		当てはまるものに✓ <複数回答可>
88	1. 児童相談所より良い関係の下で保護者にプログラムを受講してもらうため	<input type="checkbox"/>
89	2. 児童相談所内にプログラムを実施できる職員がいないため	<input type="checkbox"/>
90	3. 児童相談所職員の業務時間をプログラム実施に割けないため・ 職員の負担を減らすため	<input type="checkbox"/>
91	4. 保護者支援機能を強化するため	<input type="checkbox"/>
92	5. 児童相談所以外の場で子どもとの関係を変えることができる機会を、 保護者に提供するため	<input type="checkbox"/>
93	6. その他	<input type="checkbox"/>
94	その他詳細（ ）	

問 12 <問 7 で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢 3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけた方へお尋ねします>

貴児童相談所内における、保護者支援プログラムの統括役・管理者の有無とその役職についてご回答ください。

「統括役・管理者」とは…プログラムを適用するケースとプログラムの種類を判断し、ケースワークにおけるプログラムの進捗状況を管理・助言する人物を指します。

95	児童相談所内における、保護者支援プログラムの統括役・管理者がいる （1つを選択）	はい	<input type="radio"/>
96		いいえ	<input type="radio"/>
97	保護者支援プログラムの統括役・管理者がいる場合、その役職		当てはまるものに✓ <複数回答可>
98	1. 管理職（所長、副所長・次長、課長等）		<input type="checkbox"/>
99	2. 係長職（課長代理、課長補佐等）		<input type="checkbox"/>
100	3. 管理職・係長職以外の児童福祉司		<input type="checkbox"/>
101	4. 管理職・係長職以外の児童心理司		<input type="checkbox"/>
102	5. 医師		<input type="checkbox"/>
103	6. 保健師		<input type="checkbox"/>
104	7. 弁護士		<input type="checkbox"/>
105	8. その他（詳細は記述）		<input type="checkbox"/>
	その他詳細（ ）		

No.95~96 が「はい」の場合 ▶「No.97 保護者支援プログラム管理者・統括役がいる場合、その役職」以降の設問にもご回答ください

問13 <問8で「保護者支援プログラムに関して、どのように外部の人材を活用しているか」の回答として、「選択肢3. 保護者支援プログラムの実施を外部機関に委託している」に✓をつけていない方へお尋ねします>

保護者支援プログラムの実施を外部委託していない理由について教えてください。

106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118	保護者支援プログラムを外部委託していない理由	当てはまるものに✓ <複数回答可>
	1. 委託を依頼できる機関がないため	<input type="checkbox"/>
	2. 委託先として適切な機関の判断ができない・難しいため	<input type="checkbox"/>
	3. ケースに関する個人情報共有のルール整備が難しいため	<input type="checkbox"/>
	4. 外部委託をすると児童相談所にとってかえって時間的なコストがかかるため	<input type="checkbox"/>
	5. 外部委託をすると児童相談所にとってかえって金銭的なコストがかかるため	<input type="checkbox"/>
	6. 外部委託をすると参加者（保護者）の自己負担額が増えるため	<input type="checkbox"/>
	7. ケースを管理する統括役・管理者が児童相談所内にいないため	<input type="checkbox"/>
	8. 委託費の拠出元について、所内や県での了解が取れないため	<input type="checkbox"/>
	9. 外部委託に必要な手続きが分からぬいため（例：契約の結び方が分からぬなど）	<input type="checkbox"/>
	10. 委託するケースの選定の仕方が分からぬいため	<input type="checkbox"/>
	11. 特に必要性を感じぬいため	<input type="checkbox"/>
	12. その他	<input type="checkbox"/>
	その他詳細（ ）	<input type="checkbox"/>

<5> ヒアリング調査のお願い

問14 本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、いくつかの児童相談所にヒアリング調査も実施したいと考えております。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ヒアリング調査にもご協力いただけますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。ご協力の可否について、ご回答ください。

119 120 121	ヒアリング調査ご協力の可否		
	(1つを選択)	協力できる	<input type="radio"/>
		詳細を聞いてから協力の可否を判断する	<input type="radio"/>
		協力できない	<input type="radio"/>

※ヒアリング調査は、管理職の方1名、現場職員（プログラム実務担当者）の方2名程度への聞き取りを想定しており、所要時間は約1時間程度（最長1.5時間）です。また、実施時期は令和3年10月下旬～12月上旬の予定です。

付録2 ヒアリング録

番号	1
児童相談所名	児童相談所 A
ヒアリング日時	2021年10月6日(水) 10:00~11:00
ヒアリング場所	オンラインヒアリング
使用プログラム名	COS-Pプログラム、CRC親子プログラム、男親塾、SEP自尊感情回復プログラム、児童相談所が開発した認知行動療法に基づくペアレントトレーニング

1. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 実施しているプログラムの種類

COS-Pプログラム、CRC親子プログラム、男親塾、SEP自尊感情回復プログラムの4つのプログラムを外部に委託して実施している。児童相談所でも有識者が監修したオリジナルのプログラムを作成しており、オリジナルプログラムは児童相談所職員が実施を担当する。またプログラムに加えて、大学教授やカウンセリングを専門とする社団法人のメンバーに個別カウンセリングも依頼している。

外部に保護者支援を依頼する際は、保護者の方に合った対応をお願いする。プログラム自体がある程度カスタマイズ可能な形ではあるが、プログラムに保護者を合わせるのではなく、保護者の状況に合わせてプログラムを進めるため、定められた形通りに進まない場合も多々ある。細かな調整がきかないプログラムの使い方をする外部機関に委託することはできないと考えている。

(2) プログラムの導入経緯

当該児童相談所は政令市移行がきっかけで設立された児童相談所であったため、立ち上げ段階でプログラムを取り入れやすく、予算も付けやすい環境にあった。組織が大きくなるとプログラム導入のためには効果について問われる傾向にあるが、プログラムはすぐに効果を分かりやすく示せるものではないため、導入が難しくなると感じている。初代所長は虐待件数が増加する中でも児童相談所の相談業務へ深い理解を示しており、さらに、必要な施策は積極的に取り入れようという方針であったことも、プログラム導入が成功した大きな要因である。

最初に、認知行動療法に基づくペアレントトレーニングを導入した。児童相談所立ち上げ当時、約40名の職員全員が当該プログラムの研修に参加した。研修でプログラムとは何かを体験したことにより、ケースワークの中でプログラムを取り入れていこうという流れが形成されることとなった。高額の費用がかかったはずだが、プログラムを取り入れたための土壤づくりに繋がったため、良い投資だったと考えている。

CRC親子プログラムについては、職員の中に、同じ都道府県内の児童相談所ケースワーカーでもあったプログラム実施団体代表者と面識のある者がいたことをきっかけに取り入れた。都道府県内で何件かのケースにプログラムを適用した実績を聞き、はじめは試行的に乳児院、児童養護施設、在宅支援のケースにプログラムを実施していた。後にCRC親子プログラムと関係が深いCOS-Pも取り入れることとなった。

男親塾については、先行して取り組みをしていた別児童相談所から当該児童相談所に声がかかり参加することとなった。

当該児童相談所が立地する地域では、家族療法に关心を持つ児童相談所職員等の強力なインフォーマルネットワークが存在している。地域の有識者にも個人的な繋がりの中で相談しやすい雰囲気があり、プログラム実施の依頼などもしやすい環境だと感じている。

(3) プログラムを適用するケースの特徴・傾向

プログラムを使う目的の確認も含め、会議で議論を重ねてプログラムの適用を決定する。プログラムを外部に実施依頼するか、児童相談所内で実施するかもこの会議の中で話

し合われる。プログラムであっても個別カウンセリングであっても、担当職員が保護者の強みを理解した上で適用することが最も重要だと考えている。

プログラム適用の要否・可否を判断するためには、そもそもプログラムがどのような形式、内容であり、ケースにどのような変化を及ぼし得るかという点について職員への周知研修をすることが非常に大切である。周知研修はプログラムを実施している外部機関の臨床専門家が担当しており、プログラムの目的や内容が話されている。また、この研修はケースワーカーにとって担当ケースをプログラムに繋ぐ際、実施を担当する外部の専門家に何を依頼し、どのようにコミュニケーションを取るべきかを学ぶ場でもある。職員が「このプログラムは、ケースのこの部分に良い変化をもたらしてくれそうだ」という感覚を掴むことができた後、その感覚に照らし合わせて、プログラム適用がふさわしいと考えるケースを会議の中で挙げるような流れとなる。

プログラムを適用するケースの特徴・傾向を一概に説明することは難しいが、保護者自身が必要だと感じている自身への支援、ケースワーカーが必要だと感じている保護者への支援の両方が明確であることは必須だと思っている。

2. 保護者支援プログラム実施体制

(1) プログラムを実施している職員の職種・役職・人数

児童相談所内にプロジェクトチームを設置し、年度初めに所内の複数課より数名ずつチームへの参画者を選出している。1つのプログラムにつき1～3名が担当者となる。職種としては児童心理司、児童福祉司の両方おり、役職についても係長、課長補佐などがある多様なチーム編成である。プロジェクトチーム担当者になると、1年間プログラムを円滑に推進するための下支えをすることとなる。

プロジェクトメンバーは1年ごとに変わるもの全員が同時に入れ替わることはなく、人事異動があっても各プログラムにつき1名は継続して担当するような配慮がされる。なお、児童福祉司は緊急的なケース対応をしなければならずプログラムへの関与が難しくなることがあるため、その場合はプロジェクトチームを編成している各課から代役を立て、常に各課より1名以上の職員がプログラムに関する打ち合わせに参加できる状態を維持している。プロジェクトチームは月に1回程度集まる。

(2) 所内のプログラム実施をスーパーバイズ／統括している職員の職種・役職・人数

前述の通り、各プログラムにつき1～3名が担当につくが、その中で1名が主担当としてリーダー役を担う。主担当は係長級以上の職員であることが多く、職種の指定はない。プロジェクトチームメンバー同士はフラットな関係を築いている。何か問題が起きた際には、元所長で再任用により参事役となっている職員や、心理職の課長補佐に報告がされる。

3. 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題

(1) 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット

プログラム実施を外部の人材に依頼することが、児童相談所職員にとっての学びに繋がる効果があると感じている。プログラムのプロジェクト担当者となると、プログラムを実施する外部の専門家と密に連絡を取ることとなり、当該専門家から保護者支援に関する最新の話題や、プログラムに関する知識を得ることができる。行政機関に所属する者として外圧を受けやすい児童相談所職員は一定の制約の中で物事を考えてしまう傾向にあるが、外部の専門家とやりとりすることで新たな視点や考え方を取り入れることができ、目の前の親子をとらえてケースワークや心理支援をすることができるようになる。このため、普段の業務の中でそういった学びを得られることが貴重だと感じている。

外部にプログラム実施を依頼することで職員の業務負荷が減ることはなく、連絡調整などでかえって業務が増えることもあるが、それでも得られるメリットがデメリットを上回る感じている。効率化を追求するためにプログラム実施を外部に依頼しようという考え方

は、児童相談所内外の分断を起こしてしまうため、非常に危険だと考える。あくまで、児童相談所内だけでは持ちえない視点や論点を得ること、ケースワークや対人支援の力を向上させるために外部から有識者の協力を得ることが大切だという姿勢でいる。そのような姿勢でないと、業務量自体が減らないことに直面し、期待外れだと感じてしまうリスクが高い。

プロジェクトチームという体制をとっているため、人事異動があった場合でもプログラムに関する知識を引き継ぐことができている。新たな職員がプロジェクトに参加した場合には、継続参加している職員がこれまでの経緯を説明するといった体制が整えられており、とりわけ困ることはない。また、依頼先の外部人材、機関が変わらないため、安心感がある。

外部にプログラム実施を依頼することは、新たなアセスメントとなるメリットもある。保護者が外部の専門家と交流している様子から、児童相談所職員との面接では分からなかった保護者の新たな一面が明らかになることも少なくない。また、外部の専門家から保護者に関するフィードバックを受けることもあり、第三者目線のアセスメントがケースワークを進める上で貴重な判断材料となっている。

(2) 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策

留意点として、プログラムを外部に依頼する職員がプログラムに精通していることが必要となる。また、たとえ児童心理司や児童福祉司から見てプログラムを適用したほうがよいケースであっても、保護者自身のニーズを引き出さないままに開始してしまうと期待した効果が得られないことがあるという。この点を常に念頭に置いている。

グループでのプログラムは途中参加が難しく、保護者のモチベーションをどのように保つかが課題となる。男親塾のように個別形式があるプログラムはタイミングが合わせやすく、必要なタイミングですぐに保護者を繋ぐことができるため有難い。プログラムは開始のタイミングを逃さないことが大事で、1度プログラムを受けると保護者自身の気持ちが変わるきっかけとなる。

4. 保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理

(1) 外部委託をするケースの選定基準

前述のように、プログラム適用時には外部に実施を依頼するかどうかも含め会議にて個別判断をするため、明確な選定基準はない。

(2) 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー

個別ケースについては、家族支援カウンセリング事業の項目で実施要項を作成し、当該項目の中での支出として扱う。外部の有識者からの協力に対しては、執務1回ごとに謝礼金という形で支払っている。一部のプログラムは業務委託の形式をとり、プログラムの社会支援委託業務によって年度ごとに費用を支払っている。

(3) 外部委託をしているケースの管理担当者と管理項目

外部機関にプログラムの実施を依頼したり、委託契約を結んだりしているケースであっても、外部に任せきりではなく、並行して児童相談所のケースワーカーが通常のケースワークをしている。保護者は、通常の面談等に加えてプログラムやカウンセリングに通っている。

プロジェクトチームのメンバーが外部の専門家とのスケジュール調整や送迎、書類作成などを担当する。並行し、当該ケースの担当ケースワーカーは、ケース全体の進捗を管理し、親子関係の再構築に向け必要な業務を行っている。外部機関にプログラム実施を依頼する場合、対象となるケースは要保護児童対策地域協議会で取り扱っていることが多く、プログラムを実施する外部機関は「関係機関」として要対協に関わっていることが多い。このため、プログラム実施に当たって児童相談所と新規に秘密保持契約を結ぶことは少な

い。

(4) 外部委託先機関と共有している情報と情報共有手段、情報共有頻度

プログラム開始前に、外部機関にケース全体の概要を伝える。また、プログラムのセッションごとに、プログラム実施の実務を担う専門家は児童相談所に保護者の様子を伝え。一方で児童相談所も保護者をとりまく環境などを外部機関と共有する。プログラム終了時にも同様にケース状況を共有し、児童相談所の援助方針や対応を伝えている。

なお、ケースやプログラムの節目とは別に、児童相談所では各プログラムについて、年に2回程度研修を開いている。ここではケースの進め方やアセスメント結果を共有している。

また、外部機関と共にケースカンファレンスを開催することもある。開催要否を判断するため、プログラム実施を担当する専門家と日常的に情報交換をし、感触を尋ねている。プログラム実施のために専門家が児童相談所に来所した際のちょっとした空き時間や、送迎時の車内での時間を活用している。

(5) 外部委託終了の基準（期間で終了とするか、状態に応じて終了とするか）

個別のプログラムは、一定の実施期間は定めているものの、保護者の状態を見極めながら柔軟に調整している。親子で参加するCRC親子プログラムも、プログラムの規定回数が終了した後も親子の状態によっては延長することがある。原則、終了時期はプログラムのプロジェクト担当者、プログラムを実施している外部の有識者、担当のケースワーカーの3者で議論をして決定する。

(6) 外部委託を何らかの理由で中断した場合の対応

大きな変化を求めるプログラムでは、参加する保護者が辛さを感じ途中で終了したいという気持ちになることがある。たとえ最初は前向きな気持ちでプログラムを受講した保護者であっても、プログラムが進行する中で自分自身の問題に直面すると継続的な受講への拒否反応が出る場合もある。そのため、ケースワーカーはプログラム実施担当の有識者と頻繁に打ち合わせを行いながら保護者を励まし、欠席が続いている理由を尋ねる等のフォローをすることでプログラムを最後まで完了できるように支援している。

ケースワーカーは、プログラム1セッションごとに実施担当者と情報交換をしており、保護者がプログラムを欠席した場合は、本来プログラムに充てるはずだった時間を利用してケースワークの相談や、今後の対応を話し合う時間にしている。保護者の欠席が続き、プログラムの再開が難しいという見込が立てば、次回欠席時に中断の判断をすることなどについて取り決めることもある。

プログラムを中断したとしてもケース支援自体が失敗となることのないように、今後保護者の準備が整った場合には再開することも視野に入れながら、中断の理由について振り返ることが重要だと考えている。

(7) 外部委託後に児童相談所の支援方針と委託先の意見が異なった場合の対応

委託先を決める際には、子どもの最善の利益を第一に考える。候補先団体が保護者と面会を進める中で、児童相談所と共に家族をアセスメントしながらプログラムを進められると感じることができる団体に依頼している。インフォーマルネットワークの中で考え方を共有する方に実施を依頼するため、児童相談所と依頼先との意見の齟齬は起こりにくい。

また、委託をするケースは、委託をしている間の支援を外部に一任するのではなく、ケースワーカーが丁寧にコミュニケーションをとっており、意見が対立する前にアセスメントの機会を持てるようにしている。依頼先とは頻繁に情報交換をするため、意見の相違が小さいうちに調整、解消をしながら進めることができている。

以上

番号	2
児童相談所名	児童相談所 B
ヒアリング日時	2021年10月11日（月） 13:00～14:30
ヒアリング場所	現地訪問・オンライン併用
使用プログラム名	MY TREE ペアレンツ・プログラム、Triple P

1. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 実施しているプログラムの種類

本ヒアリングに協力した機関は、児童相談所機能のほか、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の各機能を備えた、家庭問題に関する総合相談機関である。保護者支援プログラムの運用は、児童相談所ではなく当該相談機関職員ではあるが、児童相談所とは別の職員で構成する通称「寄り添い支援チーム」が担当している。寄り添い支援チームは保護者支援の他、里親支援、児童養護施設等退所後のケースの自立支援、配偶者暴力に関する婦人保護のシェルター避難者の同伴児支援なども担っている。

本機関では、MY TREE ペアレンツ・プログラム、Triple P の2つのプログラムを同じ民間団体に委託し、プログラムと並行し保護者の個別カウンセリングも実施している。この業務も同民間団体に委託している。

(2) プログラムの導入経緯

当該自治体内では当該機関の設立から数年後、児童虐待ケースの対応に際しての保護者支援の需要の高まりを踏まえてプログラムを導入した。当初は MY TREE ペアレンツ・プログラムのみを実施しており、その後、育児技術を習得する趣旨のプログラムも必要と判断し Triple P を取り入れた。

緊急対応に多くの時間を割かれる児童相談所が直接保護者支援を担うことは虐待通告数の増大という背景からも業務過多が懸念され、介入と支援を別組織で担当することのメリットもあると考えられることから当該チームが組成され、プログラム実施に係る業務を担当することとなった。

(3) プログラムを適用するケースの特徴・傾向

現在は、MY TREE ペアレンツ・プログラムは女性を対象としており、不安、孤独、生きること全般への自信のなさ、伴侶や家族との関係の悪さ、PTSD 症状、未解決の傷つき体験などを背景に子どもを虐待している保護者に対して適用する。施設入所などで親子分離をしている家庭が、再統合に向けて意欲を高めるタイミングで適用することも多い。開催回数が多く、平日の午前中に実施しているため、就労中の保護者は出席しづらい。

Triple P は、しつけの方法を教えてもらった経験がないなど、育児のスキルの不足により虐待をしてしまっている保護者を対象とする。夫婦一緒に参加することや、男性のみが参加することもある。令和2年度はオンラインで実施した。

また、児相の担当ケースだけではなく、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）からの紹介ケースも対象としていることも特徴である。

2. 保護者支援プログラム実施体制

(1) プログラムを実施している職員の職種・役職・人数

前述の寄り添い支援チームは正職員2名、会計年度任用職員5名の7人体制である。職種としては、行政職、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士がおり、一部の職員は児童相談所勤務の経験がある。当該チームは当該自治体の全ての児童相談所、市町

村からプログラム受講ニーズがある保護者を受け入れている⁸。プログラム実施を担当するのは委託先であり、チームの担当職員は主に委託に係る事務手続きや、児童相談所と委託先の間での情報伝達などを担当している。プログラムの進行を委託先に一任するのではなく、チームの担当職員も内容について理解を深めながら、プログラム実施時に立ち会い、記録や運営の補助を行っている。

児童相談所職員は、プログラムから学んだ要素を取り入れてケース支援をすることはあっても、プログラムそのものを自ら実施することはない。

(2) 所内のプログラム実施をスーパーバイズ／統括している職員の職種・役職・人数

主に当該相談機関の管理職1名、寄り添い支援チームの正職員1名の計2名が委託に関する事務的な対応の責務を負っている。プログラムの内容について児童相談所職員や寄り添い支援チーム職員がスーパーバイズすることではなく、委託先内部でスーパーバイズをしている。

3. 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題

(1) 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット

児童相談所は人事異動があるため、プログラム実施者資格を取得しても一定期間勤務後に転出してしまう。民間団体に委託をすると、高い専門性を持つスタッフに継続的にプログラムを実施してもらえることがメリットとなる。当該機関では同じ民間団体に委託をしているため、委託先のスタッフには知識や経験が蓄積されており、児童相談所、寄り添い支援チームからの信頼も厚い。現在の委託先のように、児童相談所並びに市町村、要対協の動きも理解しながら保護者支援ができ、さらに、虐待をする保護者の背景事情も鑑みながら、再発防止も含めた対応ができる別の委託先を見つけることは非常に難しいと感じている。

寄り添い支援チームは担当職員の人事異動等の影響を受ける時もあり、異動や産前産後休暇、育児休暇などでその体制が一時的に手薄になる際には、委託先が事情を理解し、フォローをしている。なお、人事異動については、様々な関連する業務の経験者がチームに加わることによる情報共有や多角的な視点の保持など利点もある。

(2) 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策

外部委託先の職員は心理専門職（臨床心理士1名、臨床心理士と公認心理師2名の計3名）であり保護者支援に関する専門性は高いものの、事務的な作業に不慣れなこともあります、寄り添い支援チームと相談の上で業務を進めている。会場設営などチーム職員の負荷が高まることもある。

外部委託をする場合、児童相談所と外部委託先の情報共有、認識共有が課題となると想定されるが、当該機関では、委託先からの情報は必ず寄り添い支援チームに集約され、児童相談所や市町村にとって重要性が高いと思われる情報はチームの判断により、共有される。

4. 保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理

(1) 外部委託をするケースの選定基準

プログラムを適用する場合は全て外部委託となるため、外部委託ケースの選定基準はない。MY TREEペアレンツ・プログラムとTriple Pのいずれのプログラムを適用するかについては、ケースの内容を見た上で委託先の助言を得ながらチームで決定するが、両方受講する保護者も少なくない。プログラムは集団実施となるため、大人数の場への参加が難

⁸ プログラムは、府内の様々な場所を借りて実施している。府内のいずれの地域に住んでいても参加できるよう、地理的な配慮をしている。

しい保護者には個別カウンセリングを推薦している。令和3年度の現時点での適用実績は、MY TREE ペアレンツ・プログラムは 10 人の受け入れ枠がある中で 6 人が参加中。Triple P は今後募集開始予定である。

(2) 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー

寄り添い支援チームは、プログラムの進行中は、必要に応じて児童相談所等の担当ケンスワーカー等に状況を共有する⁹。プログラムが順調な場合にチームから児童相談所等へ連絡をすることは少なく、気になることがあった場合に共有することが多い。個別カウンセリングについては、実施するごとに紹介元の児童相談所や市町村と必要な情報を共有している。プログラム完了後は、保護者を必要な支援機関へ繋ぐため、適宜関係機関との連絡調整を行う。

児童相談所等は、原則委託先と直接やりとりをするではない。ケースによっては、プログラム実施中は児童相談所等が敢えて保護者へアプローチせず、プログラム完了後に接点を持つ場合もある。

(3) 外部委託をしているケースの管理担当者と管理項目

委託先とケースに関する情報のやりとりをするにあたって、当該自治体で使われる個人情報の取り扱いを盛り込んだ契約書を取り交わしている。

(4) 外部委託先機関と共有している情報と情報共有手段、情報共有頻度

寄り添い支援チームは、児童相談所と委託先との間に立ち定期的に¹⁰両者との情報交換をしている。このとき、児童相談所、委託先それぞれから受け取った情報を全て他方に伝えるのではなく、チーム正職員の2名が、伝えるべき情報かどうかを柔軟に判断している。なお、家庭での子どもの安全確保に関わる情報は必ず両者と共有する。

(5) 外部委託終了の基準（期間で終了とするか、状態に応じて終了とするか）

プログラムの外部委託は、所定の回数を完了したタイミングで終了としている。MY TREE ペアレンツ・プログラムは年に2クール、Triple P は年に1クールの委託契約をしている。個別カウンセリングは、月に約3回実施する旨の契約を結んでいる。1回につき、平均3名程度の保護者へのカウンセリングを行う。

(6) 外部委託を何らかの理由で中断した場合の対応

中断理由によっても対応は異なるが、出産や入院など、明確な理由で中断となる場合が多い。MY TREE ペアレンツ・プログラムは再受講ができないため、一度中断してしまった場合には個別カウンセリングを案内する。

(7) 外部委託後に児童相談所の支援方針と委託先の意見が異なった場合の対応

委託先の民間団体では保護者支援の立場からプログラムや個別カウンセリングを行っており、児童相談所は子どもの最善の利益を最優先とした支援方針を考えていることから、考え方があることもある。寄り添い支援チームでは、前述の通り児童相談所と委託先との間に立ち定期的に両者との情報交換と伝達をすることで、児童相談所と委託先の間での支援方針が乖離しないよう努めている。

以上

⁹ プログラム実施報告書上には記載されないような、保護者の細かい反応、ニュアンス（例. 泣きながらプログラム参加の場所に訪れた、休みがちになっている、など）も必要時共有している。

¹⁰ 外部委託先の職員とは週に1回程度面会の機会があり、プログラムの進捗やケース状況に関する共有をしている。

番号	3
児童相談所名	児童相談所 C
ヒアリング日時	2021年10月22日（金）14:00～15:00
ヒアリング場所	現地訪問
使用プログラム名	MY TREE ペアレンツ・プログラム、PCIT、CARE、AF-CBT、TF-CBT、COS-P、My Step

1. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 実施しているプログラムの種類

本ヒアリングに協力した児童相談所では、MY TREE ペアレンツ・プログラムを自治体内の NPO 法人、個別カウンセリングを自治体内大学に附属する臨床心理センターへ委託している。

また、当該児童相談所では3年前より職員が定期的に PCIT の研修を受けている。その他にも、職員によっては個人として取得した実施者資格により CARE、AF-CBT、TF-CBT、COS-P、My Step を使用することがある。

(2) 各プログラム導入の経緯

当該児童相談所では、以前より職員が個人としてプログラムの実施者資格を取得し、実践していた。組織としては3年前より PCIT の研修予算を確保している。MY TREE ペアレンツ・プログラムの外部委託を始めたのは約 10 年前。

外部委託開始の背景には、虐待介入後の保護者支援体制強化のため、家族支援担当者を設置したことがある。家族支援担当者は1名で、プログラム委託に関わる業務の他、ケースワーク支援や家族との面会、家庭訪問も行う。家族支援担当者の設置と同時に、自治体内で NPO 法人が MY TREE ペアレンツ・プログラムのファシリテーター研修を受けはじめ、タイミングよく児童相談所外部にプログラムを実施できる団体が見つけられたことで、外部委託が実現した。

2年前までは現在の委託先のみが自治体内で MY TREE ペアレンツ・プログラムを実施することができる団体であったが、昨年度、自発的にプログラム実施者研修を受けた人々が別の団体を立ち上げた。活動拠点の関係上、新たに立ち上がった団体は当該児童相談所のある地域ではプログラムを実施していないが、今後活動拠点が拡大した場合には、委託先の選定方法を改めることも想定される。

(3) プログラムを適用するケースの特徴・傾向

プログラム適用のためには子どもの安全が守られていることが条件となる。そのため、地域のサポート等を受けることができている在宅ケースや、施設入所のケースなどが対象となる。

また、保護者に参加の意志があることが重要である。MY TREE ペアレンツ・プログラムはグループワークであるため、グループへの参加が可能であること、決められた日程に休まず参加できる見込みがあることが必要となる。

2. 保護者支援プログラム実施体制

(1) プログラムを実施している職員の職種・役職・人数

児童相談所内では、PCIT の実施資格を持つ職員が3名いる。内、職種としては児童福祉司（心理職）が1名、児童心理司が2名。

(2) 所内のプログラム実施をスーパーバイズ/統括している職員の職種・役職・人数

PCIT を実施できる職員 3 名の内 1 名が課長であり、実質的に PCIT に関する統括を担っている。

3. 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題

(1) 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット

保護者の中には、内面的な話を児童相談所職員にはしたくないという人もいる。保護者が委託先に話した内容が全て児童相談所に伝えられるわけではないと伝えると、その条件であれば参加したいという考えを持つ場合もある。MY TREE ペアレンツ・プログラムは敢えて実施場所も児童相談所ではなく外部の公的施設としているため、プログラム参加場所が児童相談所から物理的に離れていることに安心する保護者もいる。

個別カウンセリングは土曜日も枠があるため、仕事をしている保護者で希望がある場合には案内をしている。また、交通の利便性を踏まえて、委託先の方が参加しやすいと考える保護者もいる。このように、児童相談所のみではプログラムに繋ぐことができなかつた保護者が、外部機関に実施を委託することでプログラムに参加できるようになるというメリットがある。

また、MY TREE ペアレンツ・プログラムはグループワークであるため、児童相談所で実施するには職員の確保や実施場所の確保、設営等が必要になるが、外部委託することで体制面における児童相談所負担が軽減される。

これまでプログラムに参加した保護者の参加後アンケートをみると、グループワークを通して「『自分だけじゃない』と知れたことがよかった」と自分が抱えているのと同じような困難を持つ保護者が他にもいることを知り、安心感を覚えるということなどを記している保護者がいた。さらに、プログラムは虐待をしてしまった理由の気づきも促している。

(2) 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策

児童相談所が委託先と連携する中で、お互いの役割が明確でないと順調に進まないことがある。事前に役割分担を定める体制整備が大切である。人事異動により児童相談所職員が入れ替わると、体制や連携において説明が必要となる。また、委託先の担当者が変わることがあり、引継ぎが難しい場合もある。

外部委託により、すぐに児童相談所職員の業務負荷が軽減されるわけではない。職員が保護者にプログラムを実施する時間、面接する時間の業務時間は削減できるものの、外部委託先との調整、委託したケースの管理業務は増えることとなる。

MY TREE ペアレンツ・プログラムは現在平日開催であるため、就労している保護者が参加しづらいという課題がある。今後、いくつかの曜日で複数グループでの実施ができるようになれば、保護者にとってより参加しやすい環境になると考える。グループワークを行うプログラムの参加には抵抗感があり、個別プログラムがあれば参加したいという保護者もいるため、将来的にはより多様なプログラムを委託実施できればよいと感じている。

4. 保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理

(1) 外部委託をするケースの選定基準

児童相談所の家族支援会議にて、MY TREE ペアレンツ・プログラムと個別カウンセリングの必要性や適用可否を話し合う。

プログラムへの参加を希望する保護者については、事前に委託先の NPO 法人が面接を行い、プログラムへの参加が適当か判断している。面接の結果、参加が適さないと判断されることもある。MY TREE ペアレンツ・プログラムはグループ開催であるため、保護者同士の居住地域が近かったり、子ども同士に関係性があったりする場合には、プログラム参加が難しくなる。その場合は、次回以降のクールのプログラムを案内する。

MY TREE ペアレンツ・プログラムについては、令和3年度は児童相談所から紹介したケースはないものの、たまたま相談所の窓口にあったチラシを見て自ら応募したケースや市町の相談員からの紹介や保育園などに配布したチラシを見て保護者が参加を希望したケ

ース¹¹など7名の保護者が参加し、1グループの形で実施している。オンライン会議システムは使用せず、全回とも対面実施している。個別カウンセリングは新型コロナウイルスの影響で中断しているケースもあり、現状継続的に受講があるのは5ケース。週に1回～数か月に1回まで、カウンセリングの実施頻度は様々である。

なお委託していないプログラムについては、各ケースワーカーが実施の判断をしている。

(2) 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー

家族支援担当者はプログラムの外部委託に関する事務的な手続きの他、委託先と児童相談所の調整を行うコーディネーター役を担っている。

(3) 外部委託をしているケースの管理担当者と管理項目

プログラムや個別カウンセリングを委託実施している間も、担当ケースワーカーは並行して通常のケースワークを行っている。

保護者がプログラムを受けているということ自体が、即ち子どもの安全を守ることを意味するわけではない。そのため、児童相談所は保護者がプログラムに参加しているか否かに関わらず、子どもの安全確保に努めている。

(4) 外部委託先機関と共有している情報と情報共有手段、情報共有頻度

個別カウンセリングは、委託先から児童相談所へ月に1回程度報告書が届く。担当ケースワーカーはこの報告書を確認する。細かな内容は児童相談所には共有されず、報告書には保護者が直接に来た回数と面接内容の概要が書かれる。ただし、外部委託先のカウンセリング担当者が児童相談所と共有すべきだと判断した情報、例えば、児童相談所の方針と保護者の意向が違っているかもしれないと心配される時や家庭状況に重要な変化が生じた時などは随時連絡があり、必要に応じてカウンセリング担当者、ケースワーカー等で情報共有の時間を設けることがある。緊急時の欠席連絡以外は家族支援担当者を通じて情報が共有されるため、ケースワーカーと外部機関が直接やり取りすることはない。

MY TREE ペアレンツ・プログラムについては、委託先から毎月1回程度電話で保護者のプログラム出席状況、プログラム中の様子等の報告を受け取る。加えて1クール中に1～2回の中間報告をもらっている。また、プログラム完了時には最終的書面報告がある。

(5) 外部委託終了の基準（期間で終了とするか、状態に応じて終了とするか）

外部機関とは契約を結び、契約書の中に費用請求の方法や事務的な書類を含めている。契約書の中に、秘密保持に関する事項を記載している。

MY TREE ペアレンツ・プログラムは、1クールごとに自治体が事前に定めた委託契約金を支払う。

個別カウンセリングについては委託先のカウンセリング担当者と保護者が回数について合意し、終了時期を決める。委託先より毎月1回報告書と請求書が届き、児童相談所より事前に定められた費用を支払う。カウンセリングは保護者1名につき最大20回受けることができ、21回目以降は保護者の自費受診となる。

(6) 外部委託を何らかの理由で中断した場合の対応

プログラムを中断する場合には、外部機関から家族支援担当者のもとへ連絡がある。連絡を受け取った後、担当ケースワーカーが保護者にプログラムの意思を改めて確認し、中断について判断する。

¹¹ 令和3年度のMY TREEペアレンツ・プログラムへの参加ケースの中には児童相談所が虐待ケースとしてケースワーカーを行っていたものは含まれていない。

(7) 外部委託後に児童相談所の支援方針と委託先の意見が異なった場合の対応

必要時に委託先とのカンファレンスを開き、対面での情報共有の場を持つことで保護者支援に関する意見のすれ違いを防止している。カンファレンスには、委託先の代表者、ケースを担当する児童福祉司と児童心理司、家庭支援担当者が参加する。

以上

番号	4
児童相談所名	児童相談所 D
ヒアリング日時	2021年11月19日（金）16:00～17:00
ヒアリング場所	現地訪問
使用プログラム名	PCIT、CARE、TF-CBT

1. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 実施しているプログラムの種類

令和2年度は PCIT、CARE、TF-CBT を実施し、令和3年度より、びーらぶプログラム、加害者プログラムを導入した。

(2) 各プログラム導入の経緯

当該児童相談所では、設立当初より CARE、PCIT、TF-CBT を実施している。CARE、PCIT、TF-CBT、AF-CBT（今年度研修受講）は、多くの研究により治療効果が実証されている、エビデンスに基づく治療プログラムであるため導入した。CARE のファシリテーターは、いくつかのペアレントプログラムのライセンスのある実施者でもあり、他自治体でも CARE の講師を委託されている実績を持っていたことから選定した。

びーらぶプログラムは、DV 被害を受けた女性とその子どもへの支援の必要性から導入が決定した。また、性問題行動も盛り込まれた内容での、施設入所児童と担当職員および里子と里親までを対象とする「びーらぶオレンジプログラム」（ショートバージョン、全5回）があることも導入を決めるきっかけとなった。さらに「地域版」の名称で啓発とエンパワメントを目的とし、各家庭の保護者が自宅付近でプログラムを受けられるように、開催場所を地域内で分散して年に6回実施しており、1回のみの参加から、最大3回の参加まで可能なメニューも準備した。委託先の民間団体は当該児童相談所設置自治体の女性相談業務を受託しているほか、児童相談所内にも DV 相談員を派遣しており、他行政でのプログラム実施実績があったことから委託に繋がった。

加害者プログラムは、DV と児童虐待が同根の問題であるため、DV の加害意識の有無にかかわらず、虐待ケースの加害親を対象とし、再加害防止に向けた支援のために導入した。加害者更生プログラムを長年実施している実績のある民間団体に委託している。年度当初は新型コロナウィルス感染防止のため集合形式ではなくオンラインミーティングでの全18回のプログラム実施を計画していたが、さまざまな要因から完遂することが難しいと分かった。そこで当初の予定を変更し、母親グループと父親グループに分けて土曜日に1クール2回で実施する形式とした。内容は母親グループを DV 被害者向け、父親グループを DV 加害者向けとし、講義とグループディスカッションを行い、面前 DV が中長期的に子どもに与える影響や夫婦間の対等な関係を構築していくために心がけることに気づき学ぶ場としている。

プログラム委託に係る予算は半額を国庫負担により補っている。また、びーらぶプログラムや加害者プログラムは、DV 対策関連の予算も一部使用している。

(3) プログラムを適用するケースの特徴・傾向

保護者が子育てに困っていたからこそ虐待が生じてしまったという背景もあると考え、暴力によらない子育てを実践してもらうために、児童相談所の支援・指導の一環として適用している。保護者に子どもとの関わりについて理解を深めてもらうことで、虐待の再発を予防できると考えている。

プログラム適用のタイミングとしては、児童福祉司指導や継続指導の終了に向けての時期や、一時保護解除および施設入所措置停止（解除）からの家庭復帰の直前・直後が多い。

児童相談所の指導の中で保護者にプログラムに参加してもらうためには、保護者と良好な相談関係を築く必要がある。ケースワークの中で、保護者にプログラムを受けることのメリットを丁寧に説明し、参加動機を持たせるよう努めている。

2. 保護者支援プログラム実施体制

(1) プログラムを実施している職員の職種・役職・人数

PCIT は所内にライセンス取得者（見込含む）が 5 名いる。内訳は係長 2 名、主査 2 名、主任 1 名。ライセンス取得者が、担当ケースに直接プログラムを実施している。

CARE は、旧トレーナー資格を係長 1 名が有しているが、現行のファシリテーター有資格者がいないため、外部に依頼せざるを得ない。

TF-CBT は民間の有資格者に研修を依頼し、2 年間で 8 名の児童相談所職員（以下、職員）が受講し、プログラムを実施できるようになった。

AF-CBT は令和 3 年に職員 1 名が研修を受講した。今後実施可能なケースがあれば、職員がプログラムを実施予定。

びーらぶプログラムおよび加害者プログラムは、外部のインストラクター・ファシリテーターにより実施し、職員が陪席してサポートを行っている。

(2) 所内のプログラム実施をスーパーバイズ/統括している職員の職種・役職・人数

児童心理司や児童福祉司の係長級職員がプログラムをスーパーバイズしている。援助方針会議でプログラムの適用が提案されることもあるが、基本的には個別のケースワーカーの判断でプログラム使用を提案し、係長級職員の確認を得て実施に進む。

児童相談所の業務は多岐にわたっているため、地域のケース担当者はある程度のプログラム概要を知っていることは望ましいが、外部のプログラム実施者との連絡調整やグループ参加者の調整などはプログラム実施に関わる専任の職員やチームが担当する分業制の方が効率的だと感じる。

PCIT や TF-CBT は個別ケースへの実施のためプログラムの実施や進行管理は個々人に任されており、係長がスーパーバイズを担当する。

3. 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題

(1) 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット

職員がプログラムを実施できるようになるまでの養成期間は長く、すでに実績のある実施者に委託したほうが質の担保ができると考える。また、職員数人が実施者資格を取得するためには相当額の初期投資が必要であり、公務員の異動を考慮すると、外部機関・人材を活用したほうが安定的・恒常的なプログラム実施ができる。加えて、保護者の立場からは、対立構造になりがちな職員以外の人物がプログラムを実施することで、プログラム参加への抵抗感が弱まるというメリットがある。

一方で、職員の育成も同時並行的に進めている。ライセンス取得のための研修受講に加え、プログラムに陪席をすることで、所内の有資格者や外部ファシリテーターの実践を見て学んでいる。びーらぶプログラムについては、今後職員がインストラクター養成講座受講をするための予算を確保し、職員が子どもプログラムを実施できるようになることで子ども対応のスキルや行動観察の目を養い、順次インストラクター資格取得者の職員と民間インストラクターとを置き換えていくことで民間委託の人事費を削減することを目指している。

(2) 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策

外部委託先とは連絡調整が密に取りにくく感じる。所内で職員がプログラムを実施している場合には対面ですぐにやり取りができるが、委託先とは電話、メールに加えオンラインでの打ち合わせも併用しているものの、十分なコミュニケーションをとれているわけではないと感じている。一方、びーらぶプログラムについては、委託先スタッフが週 3 回

DV相談員として来所するため連携が取りやすい。

実施を外部人材に依頼しても、開催場所を児童相談所とすると、プログラムを開催する部屋の確保や配布資料の準備などが職員の業務負荷となることもある。また、プログラム実施中の託児も委託内容に含めておかなかつたため、託児について別途、業者との契約業務・支払い業務が発生し、職員の業務負荷となつた。

職員がプログラムに陪席すれば、参加したケースの児童および保護者の態度や発言内容を経過記録に反映することもできる。外部機関の第三者視点からのアセスメントも貴重だが、ケース概要を把握した上での行動観察・アセスメントは職員でないと難しいように感じる。ただ、グループの醸成のために固定メンバーであることが望ましいため、職員がプログラムに陪席する場合、全回通しでの参加を求められ、他業務との兼ね合いが難しいこともあった。これには、保護者の利便性を考慮し、プログラムを平日開催ではなく土曜開催としたため、職員が土曜勤務分の振替休暇を取得することも難しいという事情もあつた。

現状、プログラムの委託が可能な外部機関・人材は限られている。多種多様なプログラムを提供できる専門集団が各地域にいることが理想的である。

4. 保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理

(1) 外部委託をするケースの選定基準

ケースの主訴やニーズに応じてプログラムを選定し、適用するプログラムによって、委託実施か職員実施かが決まる。びーらぶプログラム（地域版）については自治体の広報紙上でも参加者を募集している。

なお、当該児童相談所は基礎自治体の設置であるため管轄地域が比較的狭く、保護者同士が同じ学校区に居住していることなどがあるため、グループワーク形式のプログラムではグループを分け、プライバシーが保たれるよう配慮している。

(2) 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー

委託先との連絡窓口は現状では係長1名が一元的に担当している。当該係長はケースを持たず、親支援事業やメンタル・フレンド事業の調整業務を担当している。ケースワークをしながら連絡調整する負荷は重いため、ケースを担当しない職員が外部との連携を専任したほうがよいと感じている。

CARE実施時には陪席して記録作成に協力する職員を毎回2名程度募っている。CAREの実践を学び、保護者の行動観察をし、経過記録に反映することが狙いである。陪席職員は固定せず、様々な職員が関与するよう心掛けている。自身の担当ケースの参加時に陪席を希望する場合もあれば、保護者の抵抗が生まれないよう陪席しない場合もある。

(3) 外部委託をしているケースの管理担当者と管理項目

CAREは職員がプログラムに陪席し、経過記録をしている。

加害者プログラムは、委託時の仕様書では3か月ごとの報告としていたが、委託内容を変更したため報告時期も変更している。各回の参加者名と人数、内容、参加態度などについてなどサマリーを報告してもらう。

びーらぶプログラムでは、1クール終了時点で報告書の提出依頼を予定している。

(4) 外部委託先機関と共有している情報と情報共有手段、情報共有頻度

プログラム参加者の個人情報は最低限の情報開示とし、紙ベースで個別ケースの背景、虐待種別等の概略、配慮が必要な点などをまとめたものは都度配布、回収している。

役所内の個人情報保護審査会に諮り、委託先機関が扱うこととなる児童相談所の個人情報やセキュリティのシステム構築について策定し、遵守してもらっている。

(5) 外部委託終了の基準（期間で終了とするか、状態に応じて終了とするか）

各プログラムの規定回数による。CARE は 1 クールを 2 時間×2 回とし、年間 4 クールを外部委託している。

また PCIT や TF-CBT などはクリアすべき課題を達成した段階で次に進んでいくため状態に応じての終了となる。

びーらぶプログラム、加害者プログラムは委託先と年間契約をしており、パッケージとしての回数で終了を迎える。

特段の希望がない限り、保護者が同じプログラムを複数クール繰り返し参加することはない。1人の保護者が複数プログラムに参加することはある。

地域的特性もあるかとは思うが、プログラムに継続的に通える精神的・時間的余裕のある保護者は少ないのが実情であると思われる。理想的にはフルバージョンでのプログラム展開であるほうが効果や定着があると思われるが、児童相談所ケースの実態として、グループワーク型はおそらく 2 回～3 回が適当であり、回数をコンパクトにし、保護者のモチベーションを保って短期間で終了することが重要だと感じている。

(6) 外部委託を何らかの理由で中断した場合の対応

保護者がプログラムを途中離脱した場合には、通常の面接や訪問指導等のケースワークに切り替える。

CARE については、1 クール 2 回のうち 1 回のみ出席した場合、次クールで欠席した回のプログラムに参加することができる。

びーらぶプログラムは通常 13 回だが、ショートバージョンや 1 回ごとのバージョンを用意し、必要な部分だけ学びを得られるよう設定している。

(7) 外部委託後に児童相談所の支援方針と委託先の意見が異なった場合の対応

委託先と児童相談所は、良い意味で役割分担ができている。委託先が支援方針にまで関与することはあまりないが、プログラムの参加態度や発言などの情報が児童相談所のアセスメントにとっても有益な情報にはなりえる。そのため児童相談所はプログラムの目的や内容を理解して保護者に案内し、受講完了後に今後のケースワークでどう活かせそうかを確認する。委託先には、プログラムの内容を忠実に実施することを求めている。

保護者支援プログラムに関し、委託先と児童相談所がそれぞれ役割分担を明確にしているからこそ、保護者は多少の警戒は残るもの、安心してプログラムに参加できている。緊急対応や行政的な措置・介入終了後の継続的な保護者支援は、児童相談所とは別の立場の組織や人材に担ってもらうという選択肢も有効であると考える。

以上

番号	5
現地訪問	児童相談所 E
ヒアリング日時	2021年12月10日（金）10:30～12:00
ヒアリング場所	現地訪問
使用プログラム名	児童家庭支援センターが作成した独自プログラム

1. 保護者支援プログラムの実施状況

(1) 実施しているプログラムの種類

児童家庭支援センター（以下、児家セン）が作成した独自プログラムのみを実施している。

(2) 各プログラム導入の経緯

当該児童相談所では、令和2年度より児家センへ独自プログラムの実施を依頼している。平成27年の設立時より数年間、児家センでは保護者支援プログラムの重要性を認識しており、職員が独自の子育て支援サロンを開催していた。しかし、児家セン自体が所在する地域でまだ認知度が低く、関係機関や保護者になかなか浸透しなかったことから、既存のプログラム導入を検討した。しかし、資格取得費用やライセンス料等の経費の問題から、当該児家センでは令和2年度に新たに独自プログラムを作成した。この独自プログラムは、内容を柔軟にアレンジできる既存のプログラムを参考にしている。

保護者がプログラムに繋がる経緯として、児童相談所からの紹介以外には市町村の子育て支援課からの紹介や里親が自ら希望する場合等がある。

(3) プログラムを適用するケースの特徴・傾向

令和2年度に児家センが実施したプログラムは全8ケース。内、児童相談所からの依頼で実施したのは3ケース。一時保護解除後の家庭復帰時に、児童福祉司指導の一環として独自プログラムに繋いだケースは1例ある。

これまで、社会的養育中の児童の保護者に対して、独自プログラムの受講完了を家庭復帰の条件としたことはない。在宅指導ケースにプログラムを適用し、保護者には「子どもを家庭で育てるためにはプログラムにしっかりと取り組むことが必要」と働きかける場合が多い。保護者にとっては、子どもを児童相談所に保護されたくないという気持ちが動機付けに繋がっている。

独自プログラムの土台となるプログラムは、要保護家庭や虐待防止に特化したプログラムではなく、子育てに困りごとを抱えている保護者も含めた幅広い層を対象としている。学べるものは積極的に学びたいという明確な意思を持って参加する保護者や里親は一生懸命に取り組む一方、要保護家庭の保護者は「児童相談所に指示されたから参加している」という義務感のもと、消極的な態度を取る傾向にある。知的障害や精神障害、パーソナリティ障害がある保護者の中には、プログラム中のロールプレイはできても、実際の子育ての場面では学んだことを実践できない者もいる。

2. 保護者支援プログラム実施体制

(1) プログラムを実施している職員の職種・役職・人数

児家セン職員である臨床心理士1名が、プログラムのファシリテーターを担当している。なお、当該児家センの職員は、社会福祉士等の計4名である。

プログラムは児童相談所あるいは児家センで実施している。

(2) 所内のプログラム実施をスーパーバイズ/統括している職員の職種・役職・人数

児童相談所内には、プログラム実施をスーパーバイズ・統括する職員は置いていない。

3. 保護者支援プログラムに関する外部機関・人材の活用内容と意義・課題

(1) 外部機関・人材の活用、外部委託をしている理由、得られるメリット

保護者の中には「児童相談所に子どもをとられた」という気持ちを持つ者もあり、介入や職権保護をする児童相談所が指導措置の一環としてプログラムを提示すると、抵抗感が生まれる。また、児童相談所はその立場上、社会的養育も視野に入れながら保護者に対応する。一方、児家センは、保護者に寄り添い、共に頑張ろうという姿勢で保護者支援を行うことができる。

当該児童相談所の所在する自治体では児家センの存在が大きい。児童相談所と児家センの連携を円滑にするため、自治体内には児童相談所と同じ数である6箇所の児家センを設置している。市町村は予防・支援を担当し、児童相談所は介入を担当し、児家センは支援を担当するという機関ごとの「顔」の違いがあることを意識し、役割分担をしながら保護者に働きかけている。

これまでに児童相談所から児家センへプログラムを依頼する場合、指導委託という形をとった例はないが、児童相談所からプログラムへの参加を促すような保護者は指導委託のような行政処分をしないと十分に動機付けできない。児家センは、地域内で唯一行政の指導委託を引き受けることができる機関である。市町村への指導委託は、市の体制やメニューを踏まえると現実的には不可能だと考えている。背景には、当該児童相談所の管轄人口が少なく、児家センの管轄範囲と重なっているため市町村に指導委託をする必要がないという事情もある。

(2) 外部機関・人材の活用、外部委託時の課題とその解消策

児家センの視点では、いくつかの課題がある。プログラムを実施するにあたり、スキル維持のための研修参加費やファシリテーターとしての認定を受けるための費用について県予算が確保できていない。研修費、ライセンス更新料は全額児家センの負担となる。しかし児家セン職員が新たにプログラムを作成するためには非常に労力を要するため、将来的には県内の児家センが共有できる独自プログラムを作ることなどができるれば、費用の問題が解消でき、要保護児童施策に都道府県単位で取り組むことの意義も高まると考える。

児家センではその財政状況により、職員数も限られている。プログラムの実施を望んでも人員が不足しているために断念する児家センが多い。実際に当該児家センでも職員1名をプログラム担当者とするのが限界である。

児家センの仕組み上、財政的な問題として、補助金収入の構造が挙げられる。児家センでは、運営に係る事務費に加えて活動実績による事業費を収入としている。児童相談所からの依頼によりプログラムを実施する場合、指導委託をかけることで1ケースあたり1か月数万円の事業費用を得ることができるが、この数万円は国が示す基準の半額以下であり、自治体は十分な補助金額を予算化できていない。また、指導委託のためには児童相談所において行政処分のための決裁書類作成等をする必要が生じる。当該児童相談所では決裁処理のために業務時間を割くことができているものの、全国の児童相談所で同様に時間を割くことは困難である場合も多いと予想される。

4. 保護者支援プログラムの外部委託をしているケースの管理

(1) 外部委託をするケースの選定基準

保護者から相談を受けた時点で独自プログラムに繋ぐことを決めるわけではなく、虐待通告や養育相談等で児童相談所が保護者と会話を重ねる中でプログラムの適用を検討する。保護者が「在宅での子育てをうまくやっていきたい」という意向を示した際、あるいは児童相談所から紹介したプログラムに保護者が関心を示した際に適用する。

プログラムに繋ぐ動機はケースによって異なる。一定期間継続してプログラムに通う根気があるかを確認する意図で繋ぐこともあれば、純粋にプログラムが保護者に及ぼす効果に期待して繋ぐこともある。

令和2年度は、児童相談所のケースワーカーが関わるケース3件にプログラムを適用し

ている。必ずしもうまく進むことだけではないが、経過をケースワーカーと共有することに意味があると感じている。

児童相談所が保護者に単に児家センの相談窓口を紹介するよりも、具体的にプログラムを契機とするほうが、保護者に児家センとの繋がりを持たせることができる。

(2) 外部委託時の職員の役割分担と事務手続きフロー

当該児童相談所の在籍職員数は所長1名、課長1名、児童福祉司5名、児童心理司2名、会計年度任用職員2名と少ない。そのため、里親支援や家族再統合支援のための専任職員を設置することができず、児家センにプログラムを依頼しているケースでは、担当ケースワーカーが児家センと直接連絡をとっている。

プログラムの実施に伴う資料準備、会場設営等の実務はすべて児家センが担当している。児童相談所の担当業務はプログラム初回の立ち会いや児家センとの日程調整等に限定されており、児家センへのプログラム実施依頼により事務負担がかえって増加しているような感覚はない。後述するように、児童相談所と児家センは毎週の合同ケース会議で定期的に接点を持つため、児童相談所としてケース状況を書面で報告・進捗管理するような手間が発生していないというのも業務負荷を抑えることができている一因である。

(3) 外部委託をしているケースの管理担当者と管理項目

保護者をプログラムに繋いだあと、プログラムを最後までやり遂げるため、児家センと児童相談所の担当ケースワーカーは進捗状況について情報交換を行う。担当ケースワーカーは、児家センから得た情報を参考にしながら、保護者にプログラムについての感想を問い合わせ、プログラムで学んだことが家庭での子育てに取り入れられているか等を確認する。

(4) 外部委託先機関と共有している情報と情報共有手段、情報共有頻度

児童相談所の担当ケースワーカーや児童心理司から、ケース情報を伏せずに児家センに伝えている。児家センはプログラムを1回実施ごとに実施報告を児童相談所の担当ケースワーカーに行っている。

当該児童相談所の設置市は隣接したもう一つの市と合同で隔週のケース会議を開催しており、児家センも毎回出席している。独自プログラムを受ける保護者の家庭の多くは要支援家庭や要保護家庭でケース会議の対象となるため、児童相談所の担当ケースワーカー、市町村の子ども家庭担当等の多機関が一堂に会し情報共有をすることができる。

また、プログラムを実施している児家センは要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の構成員であり、要対協の枠組みの中で情報共有ができるため、守秘義務の問題も発生しない。

当該児童相談所は、管内の市町村数が2自治体であり、児童養護施設も1か所のみである。そのため、児童相談所のケースワーカーと管内各施設とでケースについての情報が常に共有されている。管内の児童養護施設が多い児童相談所では、情報が分散してしまい煩雑になる。

(5) 外部委託終了の基準（期間で終了とするか、状態に応じて終了とするか）

プログラムの実施依頼に関して、児童相談所は児家センと特段の契約を結んでいない。

(6) 外部委託を何らかの理由で中断した場合の対応

要保護家庭のケースでは中途離脱のリスクが高いため、プログラムの回数、実施場所、開催時間を柔軟に調整している。

(7) 外部委託後に児童相談所の支援方針と委託先の意見が異なった場合の対応

過去、児童相談所と児家センの間で、ケースにプログラムを適用するタイミングについて意見が割れたことがあった。そうした場合には、児家センでは懸念事項が発生する都度

児童相談所の担当ケースワーカーと話し合いの機会を設け、家庭にとって最善の支援策を検討している。

以上

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査
事業報告書

発行日：令和4年3月
編集・発行：PwC コンサルティング合同会社